

君津市地域共生社会推進プラン

地 域 福 祉 計 画

成年後見制度利用促進計画

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画

障 害 者 基 本 計 画

最終案

君 津 市

はじめに

この度、本市で暮らす全ての方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉分野の各種計画をまとめた君津市地域共生社会推進プランを策定しました。

本市では、これまで第三次地域福祉計画をはじめ、福祉の分野別に計画を策定し、市民の福祉向上に取り組んでまいりました。



近年、少子高齢化の進行や人口減少などの社会環境の変化に伴い、様々な社会課題が顕在化し、そして、これらは、複雑に絡み合っております。

こうした課題の解決にあたっては、子ども、障がいのある人、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの対応では十分ではなく、これまでの効果的な取り組みを活かしつつ、分野を横断して、切れ目のない支援を行うとともに、地域の社会資源を最大限に活用し、支援を必要とする人が適切な支援へとつながるような地域づくりを進めていかなければなりません。

本プランでは、「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」を基本理念に掲げ、福祉の各分野の計画である「地域福祉計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害者基本計画」を一体的に推進してまいります。

本プランに基づき、人と人がつながり支え合うことで、誰もが孤立することなく、いきいきと生活できる地域共生社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本プランの策定にあたり、多大なるご尽力とご意見をいただきました地域福祉計画推進委員会をはじめ、各分野の審議会等委員の皆様、市民意識調査や事業所調査、地区懇談会等にご協力いただきました市民の皆様や関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

君津市長 石井 宏子

目次

第Ⅰ部 総論	1
第1章 地域共生社会推進プランの全体像.....	2
1 策定の趣旨.....	2
2 策定における基本的な考え方.....	3
3 各計画の位置づけ.....	7
4 各計画の期間.....	8
5 計画の策定にあたって.....	9
第2章 計画の基本理念.....	11
第3章 君津市の現状.....	12
1 人口の推移.....	12
2 将来の人口推計.....	13
3 世帯の推移.....	15
4 支援を必要とする人とボランティア団体.....	16
第4章 推進体制.....	19
1 計画の普及・啓発活動.....	19
2 進行管理.....	19
第Ⅱ部 地域福祉計画	21
第1章 地域福祉計画の策定にあたって.....	22
1 計画策定の背景と趣旨.....	22
第2章 地域福祉の現状と課題.....	24
1 身近な地域の支え合い・助け合いの推進.....	24
2 安心して暮らせるための環境の整備.....	25
3 適切な福祉サービスの充実.....	26
第3章 基本目標と施策体系.....	27
1 基本目標.....	27
2 施策体系.....	28
第4章 施策の方向性.....	29
基本目標1 地域における支え合いのための人・基盤づくり.....	29
基本目標2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり.....	33
基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり.....	36

第Ⅲ部 成年後見制度利用促進計画	41
第1章 成年後見制度利用促進計画の策定にあたって.....	42
1 計画策定の背景と趣旨.....	42
第2章 成年後見制度の現状と課題.....	44
1 成年後見制度の利用に関する現状.....	44
2 成年後見制度に関する課題について.....	47
第3章 基本目標と施策体系.....	50
1 基本目標.....	50
2 施策体系.....	54
第4章 施策の方向性.....	55
1 計画の推進体制.....	55
基本目標1 成年後見制度の周知・相談受付の充実.....	55
基本目標2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり.....	57
基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善.....	59
第Ⅳ部 高齢者保健福祉計画	61
第1章 計画の策定にあたって.....	62
1 計画策定の背景と趣旨.....	62
第2章 高齢者福祉の現状と課題.....	63
1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進.....	63
2 地域で安心して暮らせる支援体制.....	63
3 介護が必要な方を支える介護基盤の整備推進と人材の確保.....	64
第3章 基本目標と施策体系.....	65
1 基本目標.....	65
2 施策体系.....	66
第4章 施策の方向性.....	67
基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち.....	67
基本目標2 安心して暮らせる地域共生社会の推進.....	69
基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保.....	84

第V部 障害者基本計画	87
第1章 障害者基本計画の策定にあたって	88
1 計画策定の背景と趣旨	88
第2章 障害福祉の現状と課題	89
1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援	89
2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進	90
3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築	92
4 安全で安心なまちづくりの推進	93
5 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現	94
第3章 基本目標と施策体系	95
1 基本目標	95
2 施策体系	97
第4章 施策の方向性	98
基本目標1 サービス提供体制の充実	98
基本目標2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進	101
基本目標3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築	109
基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進	112
基本目標5 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現	115
資料編	121
1 策定経過について	122
2 委員名簿について	125
3 地域福祉に関する市民意識調査結果（抜粋）	129
4 地区懇談会での主な意見	139
5 用語解説	140

第 I 部 総論



地域共生社会推進プランの全体像

1 策定の趣旨

- 本市では、「第3次君津市地域福祉計画」をはじめ、高齢者、障害者、子どもなど各分野における計画に基づき、生活上の困難を抱える方に対し、福祉サービスを提供してきました。
- 少子高齢化の更なる進行、感染症の流行、物価高騰など、社会環境が大きく変化し、全国的に「老老介護」、「地域での孤立」、「子育て世帯の貧困」など、複雑化・多様化する課題が顕在化しています。
- 急速な人口減少や、単身高齢者世帯の増加などにより、人とのつながりが希薄化し、地域での活気が失われ、地域福祉の担い手が不足することが懸念されています。
- これらの課題に対応していくためには、地域の社会資源を最大限に活かしながら、住民や地域の関係者が協力し、互いに支えあっていく必要があります。また、活気ある地域社会のためには、「子ども」が明るく元気に地域生活を送っていることが重要です。
- 今後の人口減少社会を見据え、地域住民、事業者、行政など、様々な主体が連携し、地域生活課題を解決していくことができるよう「君津市地域共生社会推進プラン(地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画)」を策定し、推進することで、すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「君津型地域共生社会」の実現を目指します。

2 策定における基本的な考え方

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）のことをいいます。



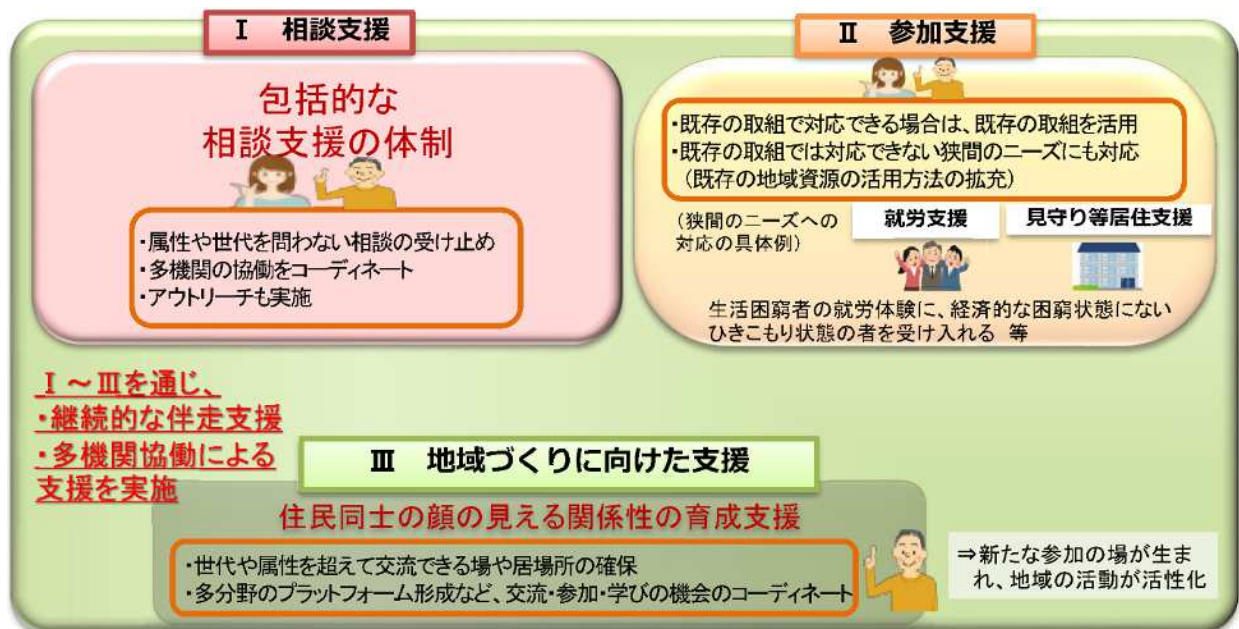
資料：厚生労働省社会・援護局

(2) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの観点から、令和2年6月の社会福祉法改正により創設されました。

この事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮といった制度の縦割りを解消し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくり事業に市全体で取り組むため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とした包括的な支援体制の構築を目的とするものです。

本市では、地域住民が抱える課題の複雑化・複合化への対応や、社会的孤立の発生・深刻化の防止等をめざし、重層的支援体制を整備し、推進します。



資料：厚生労働省社会・援護局

(3) SDGsの推進

① SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された国際目標です。

SDGs は、全ての国々、人々を対象としており、令和 12 (2030) 年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (取組分野別の大きな方向性を示したもの) と 169 のターゲット (より詳細な取組の方向を示したもの) で構成されます。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、全ての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本プランにおいても、包含する各計画の施策や事業を推進することにより、SDGsの目標達成に貢献していきます。



② SDGsと各計画の関連性

SDGsと各計画の関連性を示しています。

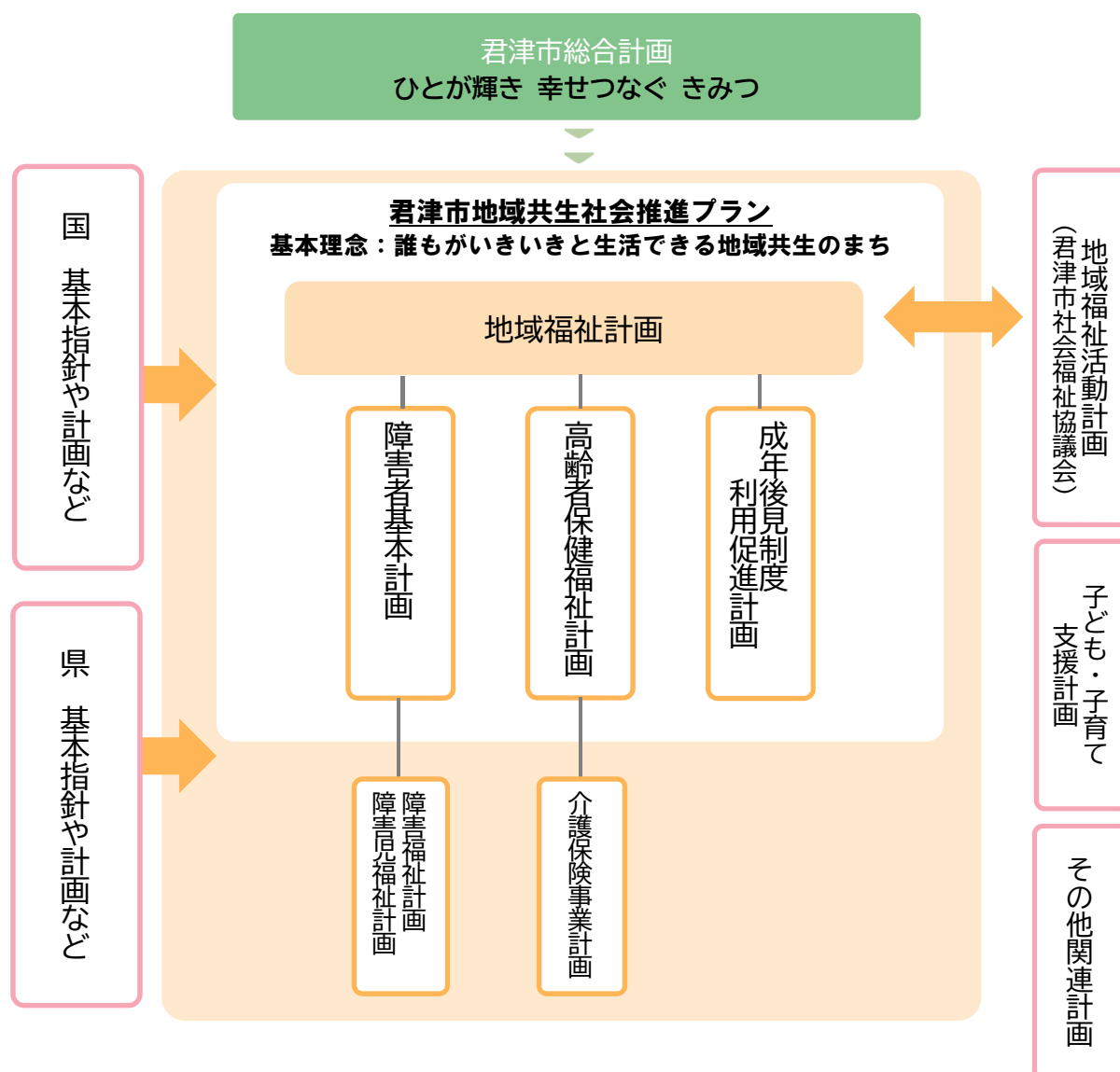
SDGs 17のゴール			対応する計画
	貧困をなくそう	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	地域福祉計画 高齢者保健福祉計画
	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	地域福祉計画
	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画
	質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	地域福祉計画 障害者基本計画
	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	障害者基本計画
	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国家間の不平等を是正する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 障害者基本計画
	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画
	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	地域福祉計画 成年後見制度利用促進計画 高齢者保健福祉計画 障害者基本計画

3 各計画の位置づけ

本プランは、本市の福祉施策を推進するための基本となる計画であり、以下の行政計画を包含する内容となっています。

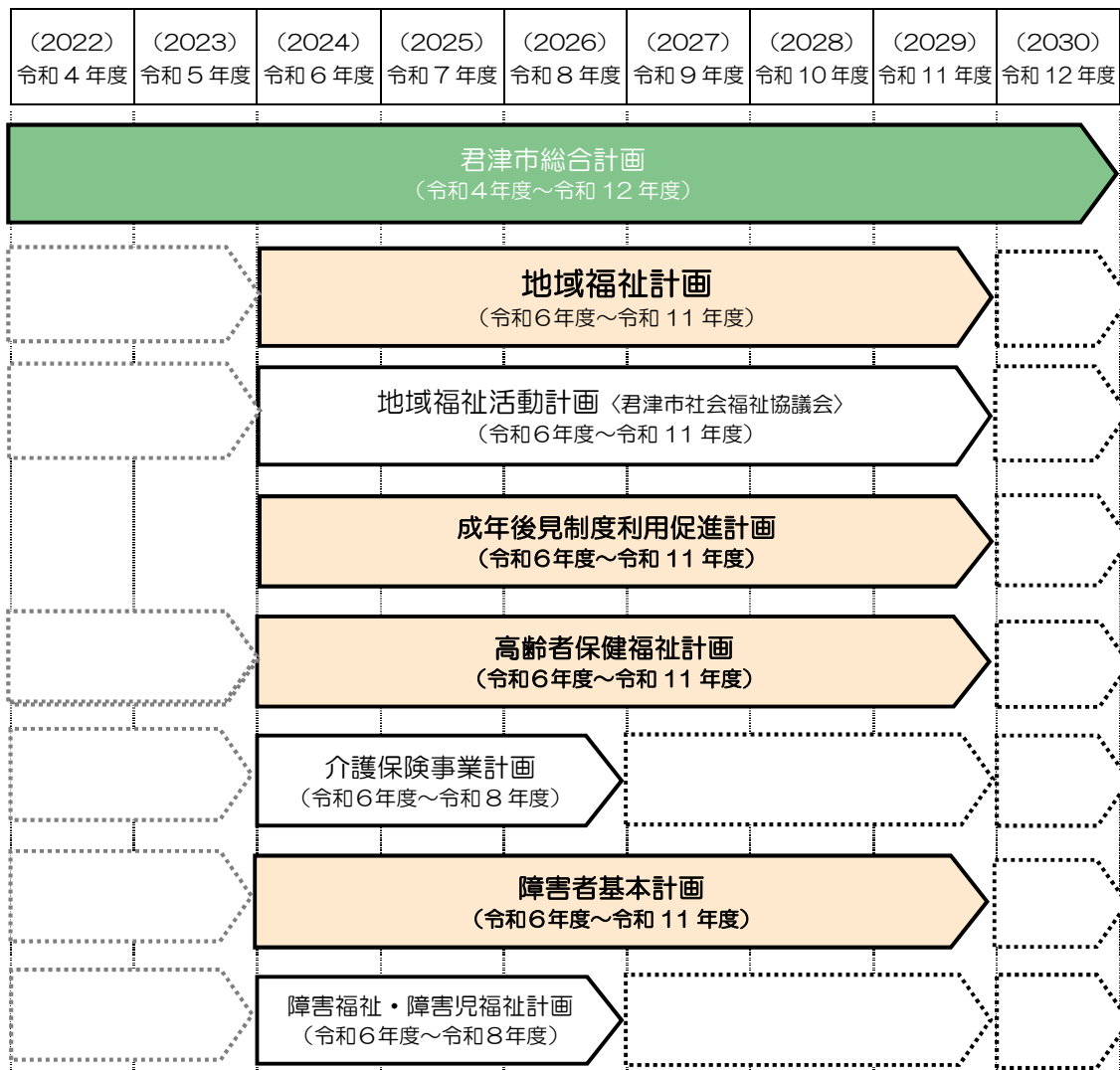
法律に基づく計画名	根拠法令	本プランにおける計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項	成年後見制度利用促進計画
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者保健福祉計画
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者基本計画

また、本プランは、君津市総合計画を上位計画とし、関連計画等との整合・連携を図ります。



4 各計画の期間

各計画は令和6年度から令和11年度までの6年を計画期間とします。



5 計画の策定にあたって

(1) 市民等のニーズの把握

福祉に関する課題やニーズ調査のため、分野ごとのアンケート調査を実施し、意見や課題を各計画に反映させています。

■アンケート調査実施概要

	地域福祉計画	障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
対象者	・市内居住の16歳以上の市民 ・市内の福祉関係事業所	・障害者手帳所持者 ・18歳以上の市民 ・サービス提供事業者	・65歳以上の市民とその家族 ・介護サービス事業者
調査時期	令和5年1月	令和5年1月	令和5年2月
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答	郵送配布・郵送回収及びインターネット回答
回収状況	市民意識調査 899通/2,000通：45.0% 事業所調査 21通/43通：48.8%	障害者手帳所持者 1,200通/1,800通：66.7% 18歳以上の市民 275通/500通：55.0% サービス提供事業者 31通/58通：53.4%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2,360通/3,500通：67.4% 在宅介護実態調査 419通/600通：69.8% 在宅生活改善調査 20通/32通：62.5% 居所変更実態調査 17通/32通：53.1% 介護人材実態調査 50通/120通：44.6%

(2) 地区懇談会の実施

本プランを策定するにあたり、地域福祉に関わる市民による「第四次君津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた地区懇談会」を開催しました。

■懇談会の概要

地区	日時	会場
小糸	令和5年5月9日(火)	小糸公民館
上総	〃 5月11日(木)	上総地域交流センター
小櫃	〃 5月12日(金)	小櫃公民館
君津東	〃 5月14日(日)	八重原公民館
清和	〃 5月18日(木)	清和公民館
君津西	〃 5月19日(金)	周西公民館
君津南	〃 5月27日(土)	保健福祉センター
君津中	〃 5月29日(月)	保健福祉センター

(3) 各分野の会議体による協議

本プランを策定するにあたり、各分野ごとの会議体による協議を行い、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

(4) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

実施期間：令和5年12月19日から令和6年1月17日まで

意見数：2件（提出者数 2人）



計画の基本理念

「君津市地域共生社会推進プラン」における各計画の基本理念は、本市で実現すべき「君津型地域共生社会」の将来像として、次のとおり定めます。

誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

将来の姿

- 地域におけるつながりが強く、「おたがいさま」の気持ちで、みんなが地域福祉の担い手となり、ともに支えあっている、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち
- 多くの人たちが、地域の様々な活動に参加して、身近な場所で運動できる機会が充実するなど、健康で笑顔にあふれているまち
- 誰もが活躍できる場所があり、一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活を楽しんでいるまち





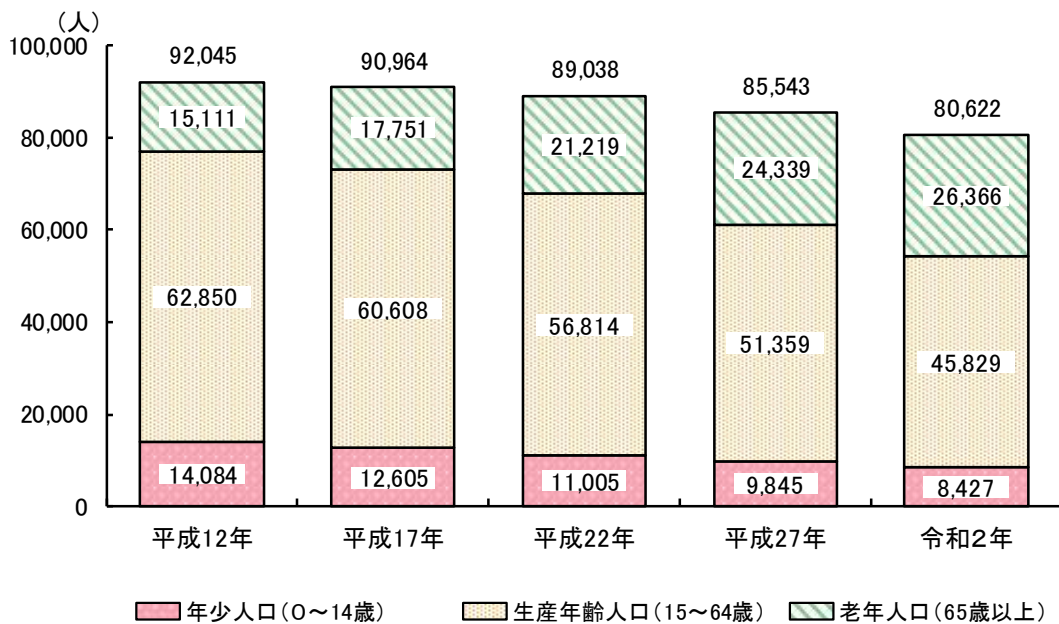
君津市の現状

1 人口の推移

国勢調査による本市の人口は、平成12年以降減少を続け、令和2年10月1日現在80,622人となっています。

年齢3区分別の人口は、令和2年10月1日現在、年少人口（0～14歳）8,427人（構成比10.3%）、生産年齢人口（15～64歳）45,829人（同55.7%）、老年人口（65歳以上）26,366人（同32.1%）であり、近年は、年少人口と生産年齢人口が大きく減少し、老年人口が大きく増加しています。

年齢3区分別人口の推移

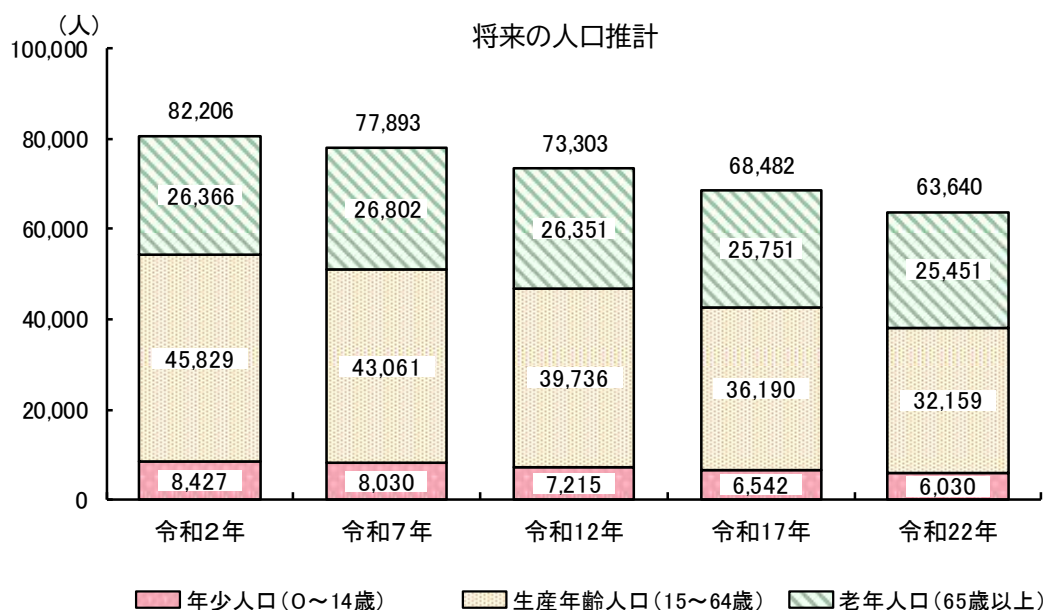


資料：国勢調査
※総人口は年齢不詳含む

2 将来の人口推計

本市の人口は、今後、約20年間減少を続け、令和22年には63,640人と予想されます。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口及び年少人口は、減少傾向となります。また、老年人口は令和7年まで増加し、全体に対する比率は年々大きくなると見込まれます。

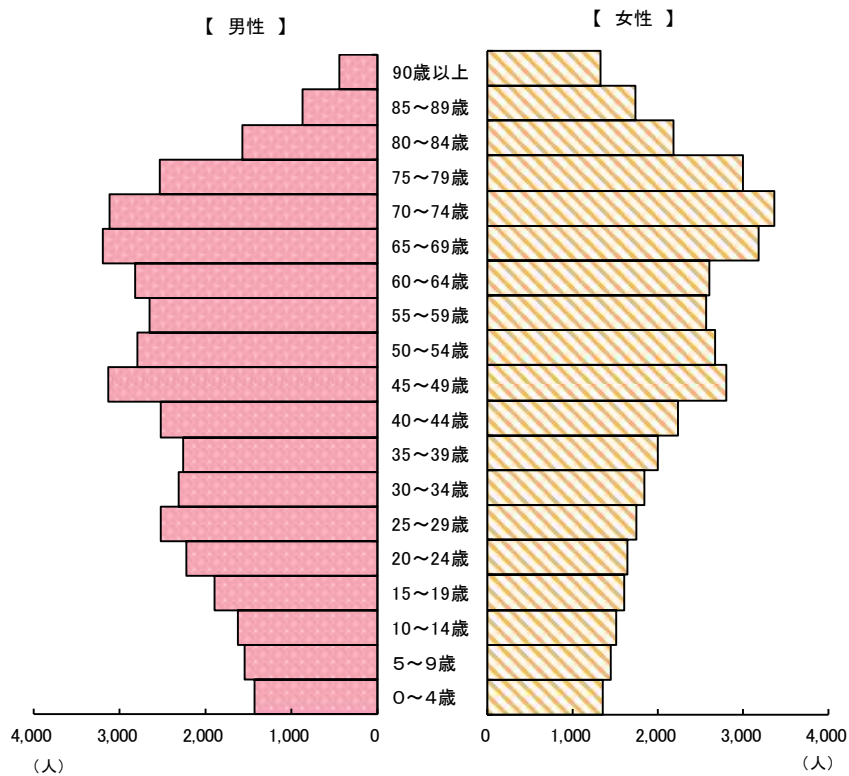


		実績	推計			
		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
実数 (人)	総数	82,206	77,893	73,303	68,482	63,640
	老年人口	26,366	26,802	26,351	25,751	25,451
	生産年齢人口	45,829	43,061	39,736	36,190	32,159
	年少人口	8,427	8,030	7,215	6,542	6,030
比率	老年人口	32.1%	34.4%	35.9%	37.6%	40.0%
	生産年齢人口	55.7%	55.3%	54.2%	52.8%	50.5%
	年少人口	10.3%	10.3%	9.8%	9.6%	9.5%

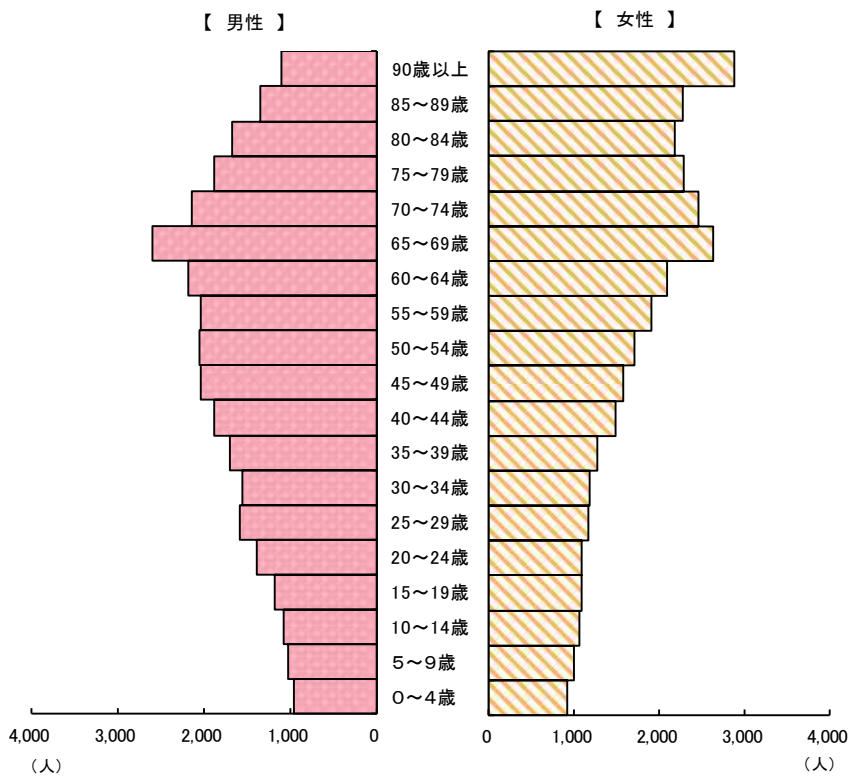
資料：令和2年は国勢調査、令和7年以降はまち・ひと・しごと創生本部提供資料に基づいた推計（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）

5歳階級別割合のピラミッド（令和2年と令和22年の比較）

人口ピラミッド（令和2年）



人口ピラミッド（令和22年）

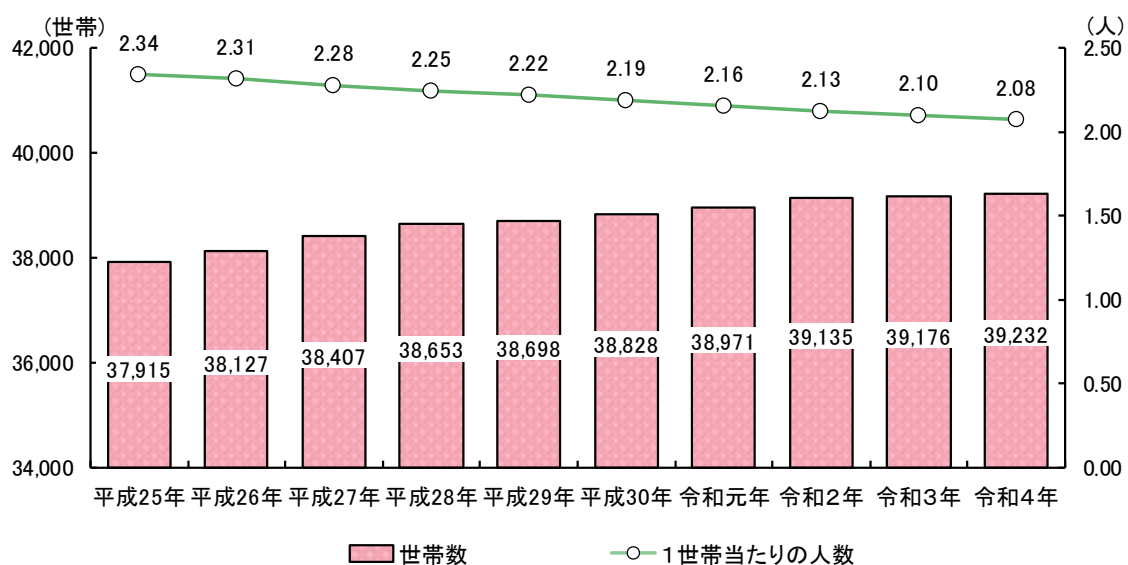


3 世帯の推移

住民基本台帳による本市の世帯数は、平成25年以降増加を続け、令和4年10月1日現在39,232世帯まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成25年以降減少が続いており、令和4年には2.08人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移

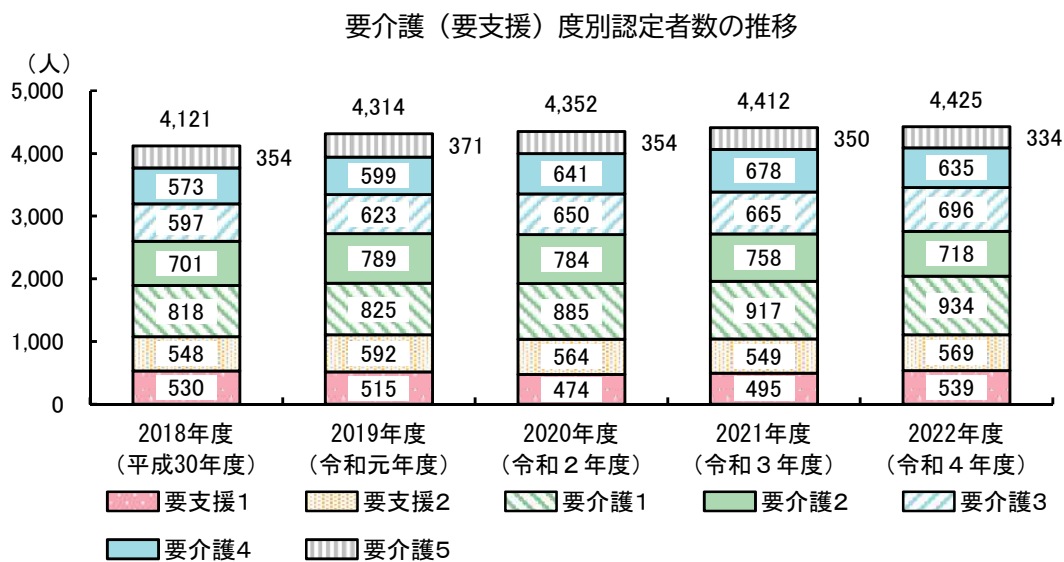


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

4 支援を必要とする人とボランティア団体

(1) 要介護（要支援）度別認定者数（第1号被保険者）

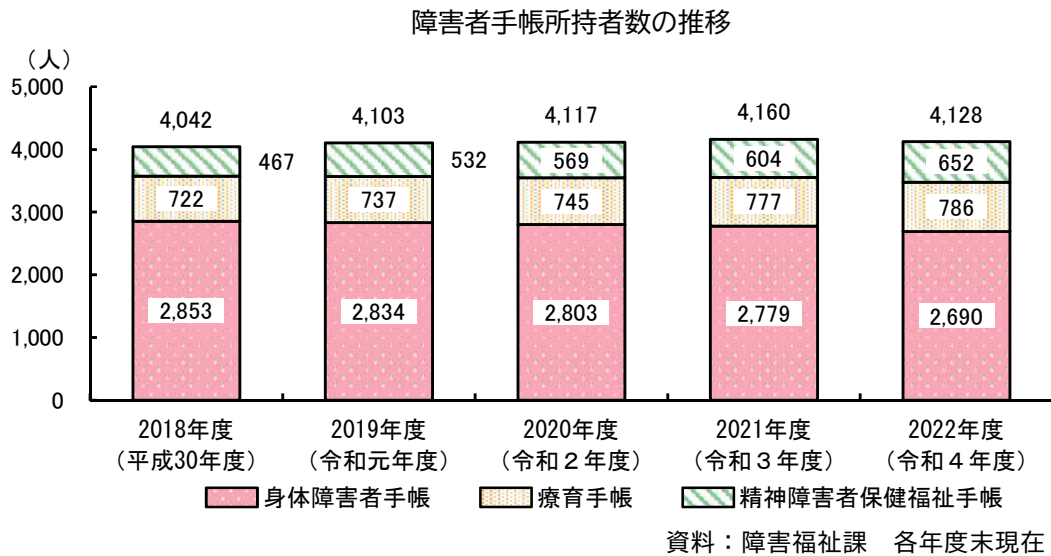
本市の要介護（要支援）度別認定者数（第1号被保険者）は、増加しています。特に、要介護1は、2022年度（令和4年度）には934人になっており、2018年度（平成30年度）の818人から、116人増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」
平成30年度～令和3年度は、各年度末現在
令和4年度は3月末時点

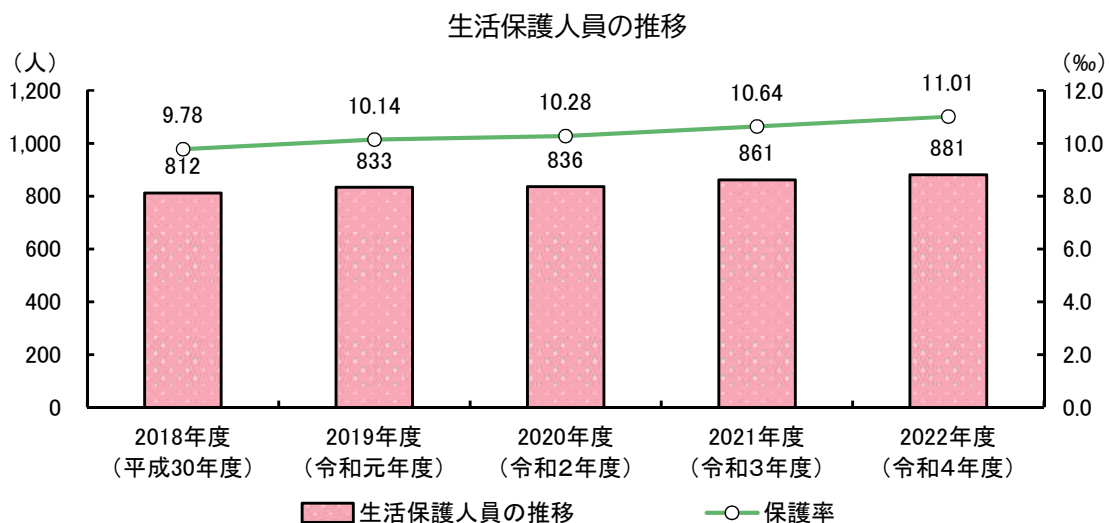
(2) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は、2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）にかけて増加した後、2022年度（令和4年度）は減少し、4,128人となっていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。いずれの年度の所持者数も、身体障害者手帳が最も多く、次いで療育手帳、精神障害者保健福祉手帳となっています。



(3) 生活保護人員

本市の生活保護人員は、増加しています。保護率も増加し、2018年度（平成30年度）の9.78‰から、2022年度（令和4年度）には、11.01‰となっています。



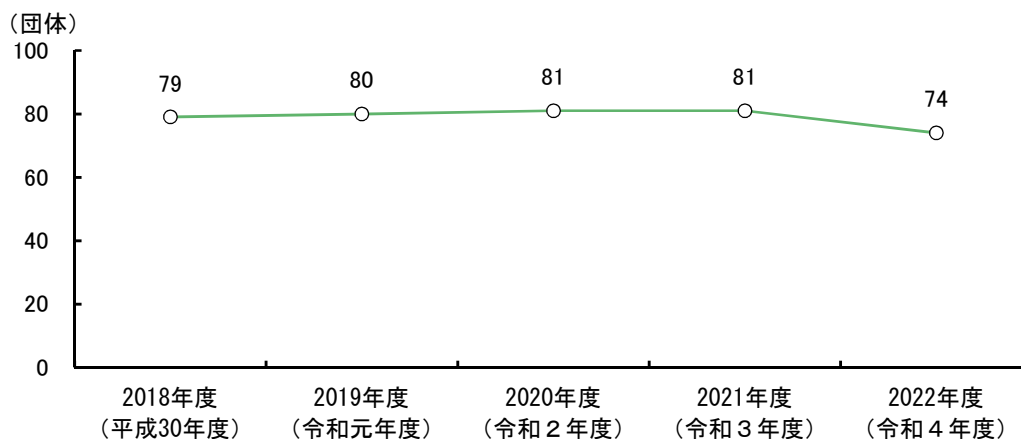
※「‰」とは千分率を表し、住民千人当たりの割合を示しています。

資料：厚生課 各年度末現在

(4) ボランティア団体数・登録者の推移

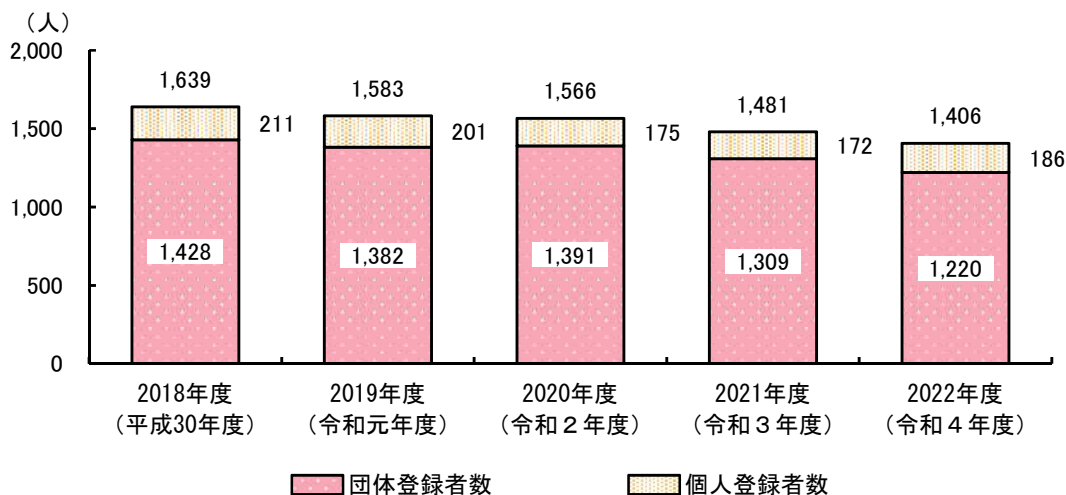
本市では、2022年度（令和4年度）末現在、君津市ボランティアセンターに登録し、ボランティア活動を行っている団体が74団体あり、各団体の構成員の合計は1,220人です。また、個人でボランティアに登録している方は186人おり、ボランティアセンター登録人数の合計は1,406人となっています。各団体ではボランティアセンターを中心として、高齢者や障がいのある人、子育て支援、環境美化活動、災害支援等のさまざまな活動を行っています。

ボランティア団体数の推移



資料：厚生課 各年度末現在

ボランティア登録者数の推移



資料：厚生課 各年度末現在



第4章 推進体制

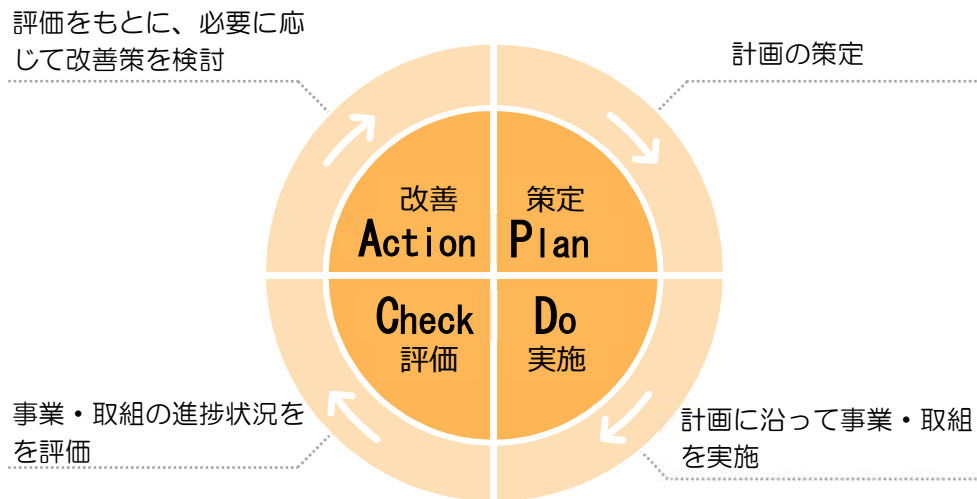
1 計画の普及・啓発活動

市の地域福祉の方針について、担い手となる市民、地域、事業者、関係団体の理解を得るため、市の広報やホームページによる多様なPRと、あらゆる機会を通じ、本計画の周知を図ります。

2 進行管理

PDCAサイクルの考え方に基づく本プランに包含する各計画の進行管理は、市が設置する多様な会議体において進めます。

毎年度、各計画の進捗管理を行い、その結果を基に、各会議の場において進捗状況の評価と次年度以降の改善策を検討します。



第Ⅱ部 地域福祉計画



第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障害者、子ども等、誰もが地域の中で安心していきいきと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要です。

本市においても、「君津市総合計画」において、地域福祉の推進を掲げ、身近な地域の支え合い・助け合いにより、全ての人が孤立することなく、地域で安心して暮らせる環境づくりを目指して、施策を推進しています。

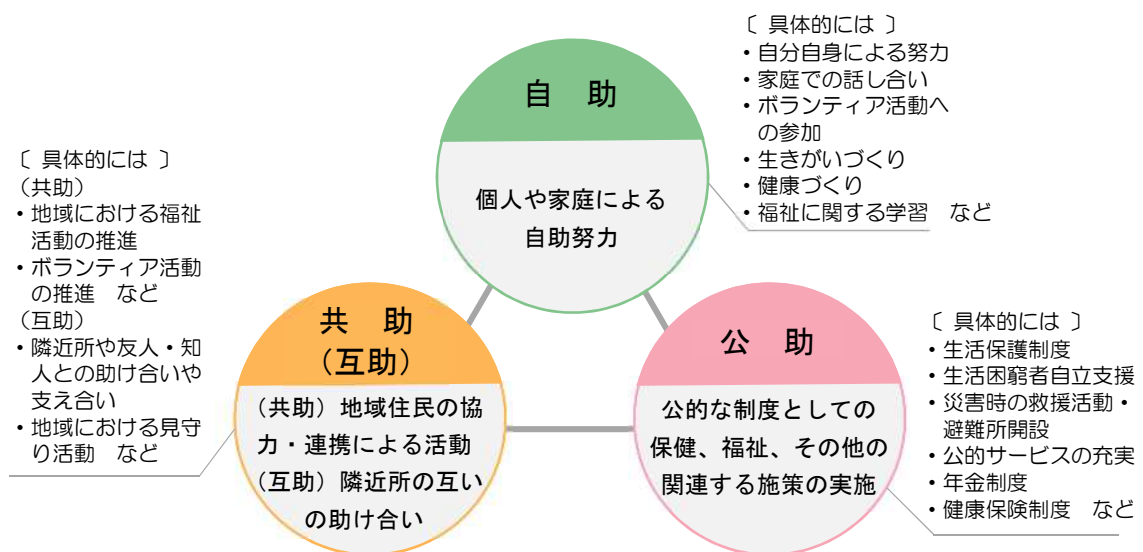
この度、「第3次君津市地域福祉計画」が終期を迎えることから、「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現に向けて、「第4次君津市地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障害者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らず、日常生活を営むうえでの地域生活課題を把握するとともに、支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています。課題の解決に向けては、自助、共助（互助）、公助の考えに基づき、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たしたうえで、連携して取り組んでいくことが必要とされています。

さらに、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景として、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とした属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制の構築が必要とされています。





地域福祉の現状と課題

1 身近な地域の支え合い・助け合いの推進

(1) 地域参加・地域交流の促進

令和4年度に実施した市民アンケートでは、普段の近所づきあいについて、「助け合って生きていく上で大切だと思う」人が41.6%と多くいますが、実際には「あいさつする程度」の人が26.7%、「立ち話をする程度」の人が24.8%と多くなっています。今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めていく必要があります。

住民同士が協力して地域づくりを進めるために必要だと思う支援について、「地域の自治会（町内会など）活動・地区社会福祉協議会、ボランティア活動への参加促進や活動支援」が41.1%、「地域の人々が知り合う機会を増やす」が34.0%と割合が高く、今後も、子どもから高齢者、障がいのある人等すべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていくことが必要です。

(2) 地域福祉の担い手の育成

市民アンケートでは、現在ボランティア活動に「参加している」人が15.2%、「参加したことがある」人が23.7%、「参加したことがない」人が58.6%と最も高くなっています。

また、今後、ボランティア活動をさらに発展させるため必要なこととして、「若者の参加を促進できるような仕組みづくり」「相談窓口の充実」「広報・啓発の充実」などの意見が上位に挙がっています。

地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも参加できる環境づくりや、きっかけづくりを行うことが必要です。

また、ボランティアへの参加意向を活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動への支援が必要です。

2 安心して暮らせるための環境の整備

(1) 健康で元気に暮らすための体制整備

市民アンケートでは、自分自身のことで現在不安に思っていることについて、「老後」に次いで「自分の健康」が53.7%、「家族の健康」が53.2%となっており、健康について不安に思う人が多くみられます。

地域活動への参加により、身体活動・運動へと結び付けていく等、地域ぐるみで健康づくりを促進していく必要があります。さらに若いときからの生活習慣病予防や、ライフステージに応じた健康づくり活動が必要です。

また、住民の福祉に関する課題と感じていることについて、「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」が38.0%となっています。

福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

(2) 安心・安全な生活環境の整備

市民アンケートでは、住民の福祉に関する課題と感じていることについて、「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」が40.9%と最も高くなっています。また、「日常の移動手段に困る人が増えてきている」も36.4%と高くなっています。

身近な地域で安心して暮らしていけるような環境づくりや、日常生活における移動が困難な人のための支援策の充実が必要です。また、非常時にはお互いが声をかけあい避難ができるよう、平時から地域の関係性が構築できるよう促すほか、防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

3 適切な福祉サービスの充実

(1) 包括的な支援体制の整備

市民アンケートでは、社会福祉協議会の活動として今後充実してほしいものについて、「何でも相談できる身近な場所づくり」が32.7%と高くなっています。また、「高齢者・障害者（児）などへの在宅福祉サービス事業」が46.5%と最も高くなっています。

支援が必要な人に対する情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

特に、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

また、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

(2) 権利擁護の推進

市民アンケートでは、「成年後見制度」の認知について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.2%、「知らない」が31.5%と高くなっており、まだまだ周知が必要な状況にあります。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) 地域における支え合いのための人・基盤づくり

少子高齢化の中で地域福祉を向上させるためには、公的な福祉サービスに加え、高齢者や障害者、子育て中の方などを地域で支える「共助（互助）」の側面を強化する必要があります。

地域住民が地域での活動や人との関わりを通じて顔の見える関係をつくることが地域での支え合い、助け合いの基盤となるため、地域参加・地域交流の促進を図ります。

さらに、高齢化や多様化する福祉課題に対応する地域福祉の担い手不足に対し、福祉人材の育成や地域福祉活動の支援を行うことで、将来に向けて支え合い・助け合いの体制を整えていきます。

(2) 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

地域福祉の基盤を築くためには、住み慣れた地域で安心して暮らし、いきいきと社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

生きがいを持ち、健康な生活が送れるよう健康増進を図る取組を進めるとともに、医療・保健・福祉の連携を強化し、地域包括ケアシステムを推進します。

バリアフリー化や防災対策の強化を通じて、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(3) 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

地域での適切な福祉サービスの利用を促進し、社会福祉の健全な発展を推進することが、地域福祉の向上のために必要です。

市民が安心して充実した生活を送れるよう、相談体制の強化、権利擁護を推進するとともに、生活支援や住環境の整備等の福祉サービスを誰もが円滑に受けられる仕組みづくりに取り組みます。

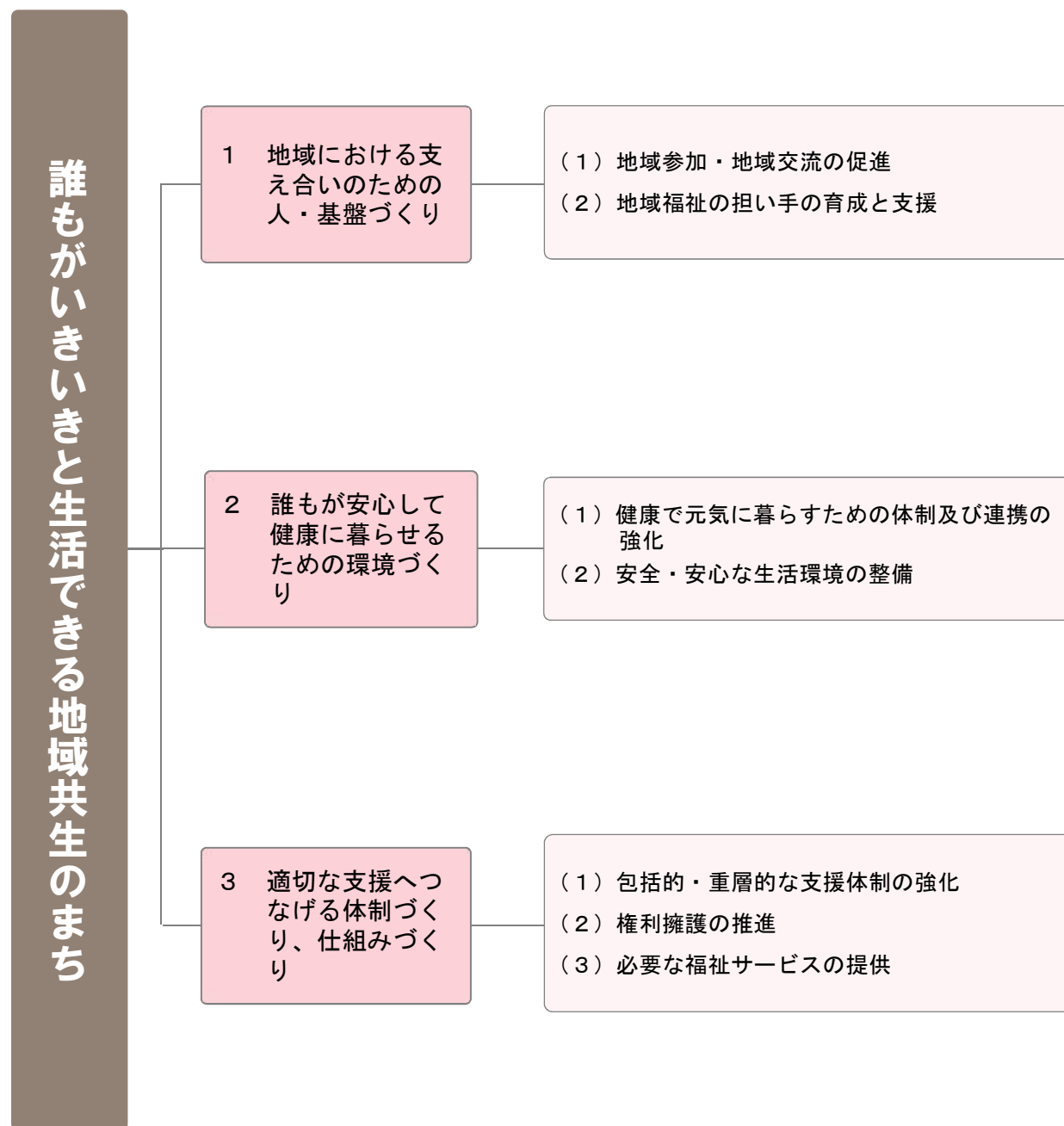
さらに、各支援機関や窓口の連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題に対して適切な支援へつなげる体制づくりに取り組みます。

2 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]





施策の方向性

基本目標 1 地域における支え合いのための人・基盤づくり

(1) 地域参加・地域交流の促進

少子高齢化や人口減少が進み、ライフスタイルが多様化する中で、近隣住民とのコミュニケーションが失われ、住民同士のつながりの希薄化や、地域における孤立などの課題が全国的に生じています。

その中で、身近な地域での助け合い、支え合いを進めていくため、日ごろからの近所付き合いや、地域活動の充実のための体制づくりが求められています。

本市では、地域コミュニティ活動や近所付き合い、人との関わり合いを通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めるため、地域活動への参加や住民同士の交流を促進します。

【事業の展開】

① 地域コミュニティ活動の推進

子どもから大人まで様々な人々が意欲的に地域活動へ加わり、地域の絆をより深めることができるよう、地域コミュニティの更なる活性化を図ります。

- ・地域コミュニティづくりを進めるとともに、地域・住民が主役となってまちづくりを行う仕組みを構築します。
- ・若い世代、転入者等に自治会活動やコミュニティ活動への参加を促進し、地域コミュニティのつながりを一層強化します。
- ・自治会活動への支援や拠点整備への補助を行うなど、地域コミュニティの活性化による地域福祉の基盤強化を図ります。

② 顔の見える関係づくりの推進

孤立化を防ぎ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃の近所付き合いの中での声かけや見守りに加え、サロン活動、介護予防教室等への参加を通じて、平時、非常時を問わず、助け合える地域づくりを進めます。

- ・誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わり合いや趣味などをきっかけとした社会参加を促進します。
- ・身近な地域での助け合いを推進するため、自治会活動や、地区社会福祉協議会が推進する地域福祉活動を支援します。
- ・子育て家庭の育児不安等についての相談や支援、意見交換の場を提供し、子育ての孤立感や負担感の解消を図ります。

③ 誰もが気軽に参加できるきっかけ・場の提供

市民一人ひとりの状況に応じた「きっかけ」・「場」づくりを行うことで、誰もが気軽に社会参加ができる環境を整備します。

- ・身近な場所で学び続けられる場である公民館において、生きがいづくりや、子どもたちの健やかな成長を育むプログラム等を実施します。
- ・多世代が交流できる場、地域の高齢者、障害者、子ども等の居場所や気軽に集まることのできる場の拡充に努めます。
- ・ボランティア活動への支援や高齢者の就労の場の確保等により、地域住民の社会参加を促進します。

(2) 地域福祉の担い手の育成と支援

少子高齢化及び人口減少が進む中で、地域福祉の担い手を育成・確保していくため、各活動のさらなる広がりや内容の充実を図ります。

また、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うことで積極的な参加を促進するとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や各関連団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。

複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、専門的人材を育成するとともに、技術・資格等を持ちながら、その能力を生かし切れていない人材の発掘に努めます。

【事業の展開】

① 福祉人材の育成・確保

少子高齢化が進む中で多様化する地域生活課題に対応するため、地域福祉の担い手の育成・確保に取り組みます。

・ボランティアの受入体制の整備や公民館活動等との連携により、ボランティアに関する基本的な事項を学べる講座等の開催や研修、地域活動組織の育成を支援し、新たなボランティアの発掘、養成に努めます。

・地域住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、ガイドヘルプや点訳、音訳、傾聴等の日常生活を支援する専門ボランティアの育成を促進し、福祉人材の確保に努めます。

・継続的に福祉サービスを担う専門的人材を確保し、定着できるよう、人材育成に取り組みます。

② 地域におけるボランティアや地域活動への支援

地域で活動するボランティア団体や福祉関係団体等を支援し、福祉活動への住民参加を促進します。

- ・きめ細かな地域福祉活動を推進する民生委員・児童委員の活動に対する支援を強化し、多様な主体によって地域福祉の推進を図ります。
- ・ボランティア活動へ市民の積極的な参加を促し、君津市社会福祉協議会等と協働でボランティア活動を支援するとともに、利用者の利便性の向上と市民活動の支援機能の充実を目指します。
- ・住民主体の自主活動として介護保険要支援者等に対し行われる体操・運動の活動など、自主的な通いの場や生活援助等の地域活動を支援します。

③ 福祉への理解の推進

住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える福祉意識の向上を図るため、福祉教育を推進するほか、広報活動を推進します。

- ・将来の地域福祉の担い手である子どもたちの思いやりの心を育てるために、福祉教育や道徳・人権教育の充実を図ります。
- ・市のホームページ、SNS、広報誌及び自治会への文書配布等を通じて積極的な情報発信を行い、住民同士の連帯感を高める各種イベント等、地域福祉に関する広報活動を推進します。



基本目標 2 誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり

(1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、生きがいをもって生活できる環境づくりを進めるほか、地域福祉を構成する関係機関や事業者と連携し、地域で安心して暮らすための支援体制を整えることが必要です。

本市では、地域で安心して暮らすための見守り体制を強化するほか、いきいきと暮らすための健康づくりを推進します。

また、医療・保健・福祉の連携による在宅ケアや療育、介護予防といったサービス提供体制の整備をより一層進めるほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努めます。

【事業の展開】

① 地域における多様な見守り体制の整備

福祉の支援を必要とする方が地域で安心して暮らすため、地域活動や相談支援等、多様な主体による見守り体制を整備します。

- ・身近な地域での支え合い・助け合いを推進するため、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等の地域福祉活動の充実、支援を図ります。
- ・支援を必要とする人に対し、継続的な声かけや相談支援などの見守りを行うことにより、安心して暮らせるよう支援します。
- ・地域生活の中で発生する様々な支援ニーズを早期に把握し対応するため、各分野の相談支援機関が民生委員・児童委員や自治会等の地域福祉の担い手と連携するほか、複合的な課題に対し、支援機関のネットワークを通じて必要な支援へつなぎます。

② 運動習慣の定着とフレイル予防の推進

住み慣れた地域で健康な生活を送っていくため、病気や要介護状態になることを未然に防ぎ、健康で元気に暮らせるまちを目指します。

- ・地域の集会所での自主的な取組となった「きみつ健康体操」の運営支援を行い、フレイル予防の充実を図ります。
- ・屋外運動習慣化事業の指導員の養成や参加促進を行い、介護予防の充実を図ります。
- ・ライフステージに応じた検(健)診や健康相談を実施するほか、健康づくりへの関心の向上を図るなど、全ての市民の健康づくりを支援します。

③ 医療・保健・福祉の連携強化

安心して地域で暮らすため、医療・保健・福祉の連携による在宅ケア等のサービス提供体制の整備をより一層推進するほか、行政・事業者・関係団体等の連携を強化し、円滑なサービス提供に努めます。

- ・ 住み慣れた地域で自分らしく生活するためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する支援が求められており、支援体制の構築を目指して取組の充実を図ります。
- ・ 地域包括支援センターを中心として、要介護高齢者等の包括的かつ継続的な支援体制の構築を目指し、地域の医療機関、介護支援専門員等、関係機関の連携を推進します。
- ・ 障害者団体や医療機関、市内のサービス事業所等で構成する地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、円滑なサービス事業活動が展開できるよう事業者間の連携体制を強化します。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進するため、社会参加がしやすい環境を整備するほか、地域での防災対策を進めるなど、地域福祉の基盤となる暮らしやすい生活環境を整える必要があります。

本市では、誰もが安心して生活できるよう、災害時や緊急時に備え、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、住宅のバリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等の整備を行います。外出に支援が必要な方に対しては、移動支援サービス等により公共交通機関を利用するのが困難な方への移動支援を行います。

【事業の展開】

① 避難行動要支援者支援の推進

関係機関や地域支援者と連携し、災害時に、ひとりで避難することが困難な方への避難支援の取組を進め、地域ぐるみの避難支援体制を強化します。

- ・ 自治会や民生委員・児童委員等の地域支援者と連携のもと、災害時に支援を要する人々（ひとり暮らし高齢者、重度の障害者や要介護者等）を避難行動要支援者として登録し、災害時の避難支援を円滑に進める体制づくりを推進します。
- ・ 個別避難計画の策定を推進するとともに、関係機関との連携を図ります。
- ・ 災害時における被害を最小限にするため、総合防災訓練や地域別防災訓練等を実施します。

② 必要な移動の支援

移動に支援を必要とする高齢者や障害者などの日常生活や社会参加を支援するため、各種サービスを実施します。

- ・高齢者や障害者に対して、移動支援事業等のサービスにより、日常生活や社会参加を支援します。
- ・ガイドヘルパー等の育成・支援により、外出支援の担い手を確保します。

③ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

高齢者や障害者、妊産婦など、誰もが日常生活を営むうえでの障壁（バリア）を取り除く取組を進めるほか、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、暮らしやすいまちづくりを進めます。

- ・高齢者や障害者が安心・安全に自宅で生活できるよう、住宅改修等の支援により、バリアフリー化を推進します。
- ・まちづくりにユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、利用者の視点に立って、安全で快適に利用できるよう道路の段差の解消や、障がいのある人や妊産婦など誰もが利用できる多機能トイレの整備などを進めます。



基本目標3 適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり

(1) 包括的・重層的な支援体制の強化

老老介護やひきこもり、子育て世帯の貧困、ヤングケアラーなど、世帯構造やライフスタイルの変化を受け、多様化・複雑化する課題が顕在化しています。こうした中で、制度の縦割りを超えてニーズを受け止め、支援するための相談支援機関・地域・行政が一体となった包括的な相談支援体制を構築することが求められています。

本市では、福祉を支援する組織、団体等の重層的なネットワークづくりにあたり、関係機関との連携を強化するとともに、分野横断的な課題を抱える住民のニーズに対応できるよう、身近な相談体制の整備と充実に努めます。

【事業の展開】

① 重層的な相談体制の強化

個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対して、適切な支援を行うために、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者などの属性を問わない相談支援を行います。

各支援機関だけでは対応が困難な事例に対しては、多機関協働による役割分担や支援の継続により、課題解決に努めます。

・支援を必要とする人が利用可能なサービス・支援を受けられるよう、各相談窓口がニーズを広く受け止め、相談支援のネットワークを通じて必要な支援へつなぎます。

・受け止めた相談のうち、解決が難しいものや多分野にわたる事例は、重層的支援会議等において、支援プランの作成、評価等を行い、課題解決を目指します。

・複合的な課題を抱える個人や世帯に対し、多機関協働により継続的な支援を行います。

② 困難を抱える子どもへの支援

子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、困難を抱える子どもへの包括的・重層的な支援を推進します。

・生活環境にかかわらず、学習習慣を身に付けるための学習支援や、健やかな成長、自立支援をするための居場所づくりを推進します。

・日常生活全般にわたり精神的負担が多い生活困窮世帯やひとり親家庭に対して、保護者や子どもに寄り添いながら生活環境の改善、自立を支援します。

③ 福祉に関する情報発信の充実

様々な地域福祉活動やボランティアの情報、地域のイベント、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が住民に届くよう、情報発信の充実を図ります。

- ・必要とする人に必要な情報が届くよう、積極的な情報発信や発信方法の工夫に努めます。
- ・情報のバリアフリー化を推進し、障害の有無や使用する言語にかかわらず、誰もが理解しやすく、入手しやすい情報発信に努めます。

(2) 権利擁護の推進

高齢者、障害者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

本市では、君津市地域福祉計画とともに策定した「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や知的障がい及び精神障がいのある人など、権利擁護に係る支援を必要とする方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備します。また、関係機関と連携し、虐待やDVの防止、認知症高齢者への支援体制を整備します。

【事業の展開】

① 権利擁護のための意思決定の支援

日常生活を送るうえでの意思決定に支援が必要な高齢者や障害者に対する支援制度の周知・充実や相談体制の整備を行うことで、権利擁護を推進します。

- ・「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、制度の広報・周知、相談機能の強化に取り組みます。
- ・後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等）、各種関係者（医療・介護・福祉関係者等）や、その他の支援者との連携体制づくりに取り組みます。
- ・成年後見人が安心して受任できる環境づくりを進めます。
- ・権利擁護の取組を充実させるほか、中核地域生活支援センター君津ふくしネット等の関係機関やその他の支援者と連携し、権利侵害の予防や解決に努めます。

② 暴力・虐待の防止・早期発見

高齢者、障害者、児童等への暴力・虐待に対応できる体制を整え、未然防止・早期発見に取り組みます。

- ・虐待、DV防止に向けた啓発や相談窓口の周知により、被害防止に努めます。
- ・相談支援体制及び関係機関との連携を強化することで、暴力・虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

③ 認知症等への対応

認知症となっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の早期診断、早期対応に向けた効果的な支援体制を整備します。

- ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の方やその家族を地域全体で見守り、支える役割を担う「認知症サポーター」を養成します。
- ・複数の専門職から構成された認知症初期集中支援チームにおいて、医療や介護につながらない認知症の方やその家族に対し、初期の支援を集中的に行い、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげるよう取り組みます。
- ・地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、見守り支援ネットワークの充実を図るとともに、徘徊高齢者等探索システムの購入費又は貸与費用等を助成し、徘徊高齢者の早期発見できる仕組みの構築を推進します。

④
～コラム～

更生保護活動（犯罪をした人への支援）

犯罪や非行をした人の中には、貧困、疾病、障害等、さまざまな生きづらさを抱えた人がいます。そのような人が再び犯罪をすることなく地域で安定した生活を送るためには、国の機関だけではなく、保護司、更生保護女性会を始めとした更生保護ボランティアや地域の関係機関等の支援が重要となります。

(3) 必要な福祉サービスの提供

福祉の支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、きめ細かなサービスの提供に努めます。

少子高齢化や単身高齢者の増加、ライフスタイルの変化等により多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供します。

また、福祉サービスの提供事業者に対する評価、指導等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

【事業の展開】

① 子ども・子育て世代への支援

子どもの状況に応じた子育て支援サービスの提供や多様化するニーズに沿った支援を地域全体で行うことで、子どもたちの健やかな成長をサポートします。

・助産師や保健師等の専門職が各家庭に寄り添い、地域の関係機関とも連携しながら、妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目なくサポートする伴走型相談支援を提供します。

・民間活力の導入により、多様な保育サービス・特色のある幼児教育を提供するとともに、保育士を確保し、年間を通じて保育園等に入所しやすい環境づくりに取り組みます。

・核家族化の進行、共働き世帯の増加など、ライフスタイルの変化に即した支援が必要であるため、子育て世代のニーズに合ったサービスの提供に努めます。

② 高齢者への支援

高齢者が地域の支え合いの中で、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域づくりを目指します。

・高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるよう、地域包括支援センターを中心として必要な相談や援助に取り組み、高齢者やその家族の福祉の増進を図るほか、生活支援コーディネーターと連携して地域課題解決のための取組を行います。

・ひとり暮らしの高齢者をはじめ高齢者のみの世帯に支援を行うことで、平時はもとより、疾病や災害等の緊急時にも適切に対応できる体制を整備し、高齢者一人ひとりの安全と安心の確保に努めます。

・介護保険サービスの適切な運営に努めるとともに、介護ニーズの増加に伴い不足が見込まれる介護人材の確保に取り組みます。

③ 障害者への支援

障害福祉サービス提供体制や支援体制の充実を図り、障がいのある人が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちを目指します。

- ・障害福祉サービス事業者への助言や支援により、ライフステージに応じた適切なサービス提供体制を整備し、個々のニーズに応じたサービスを提供します。
- ・障がいのある人の生活を地域全体で支える居住支援の機能として、地域生活支援拠点等の整備や、医療的ケアを必要とする方にも対応できる支援体制の整備を推進します。
- ・就労継続支援事業所やハローワーク、商工会議所、生活自立支援センター等と連携し、就労機会の確保を図ります。

④ 生活困窮者等への支援

身近な相談窓口の整備・拡充や訪問等による相談体制を強化し、全ての人が孤立することなく安心して生活できる環境づくりを進めます。

- ・就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族の問題など複合的な課題を抱える生活困窮者等に対して、専門の相談員による相談支援を行います。
- ・就労に向けた経済的自立や貧困の連鎖の解消に向けた支援を行います。



第Ⅲ部 成年後見制度利用促進計画



第 1 章 成年後見制度利用促進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分ではない人が、財産管理や福祉サービス等の契約締結など、必要な手続きを行う場合に、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

国は、本制度が高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について、①誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される、②意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される、③財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる、という3つの理念を踏まえ、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本市においても、高齢化の進行や障害者手帳所持者の増加等により、本人の意思決定支援や身上保護の必要性が高まっています。また、成年後見人等の担い手の不足や、負担の増加などの事態が生じております。

このことから、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指すため、本計画を策定します。

(2) 成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る、後見人・保佐人・補助人（以下、「後見人等」という。）を家庭裁判所が選任し、対象者を法律的に支援する制度です。

選任された後見人等が預貯金等の管理や介護サービス等の利用契約を行うことにより、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

■法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から、家庭裁判所が選任した後見人等が本人を支援します。

■後見、保佐、補助の違い

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力がほとんどない方 日常的な買物も自分ではできません。 重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。	判断能力が著しく不十分 日常的な買物はできませんが、重要な財産行為はできません。 本人が自覚しない物忘れがしばしばあります。	判断能力が不十分 重要な財産行為は誰かに援助してもらう必要があります。 物忘れがあり、本人にもその自覚がありません。
申立ができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関する全ての法律行為（本人同意は不要）	本人同意を得た上で、家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為（日用品の買物等）以外の行為	法律上定められた重要な行為（相続の承認・住宅改築等）	本人同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって、契約等の法律行為を行える権限

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には、後見人等の同意が必要であるという権限

取消権：後見人等の同意がないまま、本人が法律行為等を行った場合、取り消せる権限

■任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に、代わって行ってもらいたいことを契約で定めておく制度。

本人の判断能力が低下した際に、親族や任意後見人受任者が申立を行い、任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。



成年後見制度の現状と課題

1 成年後見制度の利用に関する現状

(1) 全国の成年後見制度の利用状況

①成年後見制度の申立て件数（過去5年間・全国）

成年後見制度の申立て件数のうち、総数は毎年増減を繰り返しており、直近では僅かに減少したものの、平成30年と比較すると3千件以上の増加となっている。

類型/年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	27,989件	26,476件	26,367件	28,052件	27,988件
保佐	6,297件	6,745件	7,530件	8,178件	8,200件
補助	1,499件	1,990件	2,600件	2,795件	2,652件
任意後見	764件	748件	738件	784件	879件
総数	36,549件	35,959件	37,235件	39,809件	39,719件

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

②成年後見制度利用者数（過去5年間・全国）

全国の成年後見制度の利用者数は毎年増加しており、類型ごとの利用者数も増加し続けている。

類型/年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見	169,583人	171,858人	174,680人	177,244人	178,316人
保佐	35,844人	38,949人	42,569人	46,200人	49,134人
補助	10,064人	10,983人	12,383人	13,826人	14,898人
任意後見	2,611人	2,652人	2,655人	2,663人	2,739人
総数	218,102人	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人

資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

(2) 君津市の成年後見制度の利用状況

③千葉家庭裁判所木更津支部管内における君津市の成年後見制度利用者の人数

類型/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	60人	64人	66人	69人
保佐	21人	22人	23人	25人
補助	1人	3人	2人	7人
法定後見合計	82人	89人	91人	101人
任意後見	0人	0人	0人	1人

資料：千葉家庭裁判所

④市長申立件数の推移

課/年度	令元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者支援課	4件	0件	5件	2件
障害福祉課	0件	2件	0件	2件
合計	4件	2件	5件	4件

資料：高齢者支援課、障害福祉課

⑤成年後見人等に対する報酬助成件数の推移

報酬助成の件数は、高齢者支援課と障害福祉課の双方で増加傾向にあります。

課/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者支援課	4件	4件	4件	7件
障害福祉課	1件	1件	3件	5件
合計	5件	5件	7件	12件

資料：高齢者支援課、障害福祉課

⑥きみつ成年後見支援センター 法人後見受任件数

きみつ成年後見支援センターでは、平成30年度より法人が後見人等の業務を担う「法人後見の受任事務」を開始しました。

類型/年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計(後見等)
後見	1件	0件	1件	0件	2件	4件
保佐	0件	2件	0件	1件	2件	5件
補助	1件	0件	0件	0件	1件	2件
任意後見	0件	0件	1件	1件	0件	2件
未成年後見	0件	0件	0件	1件	0件	1件
解除・終了	0件	0件	1件	1件	2件	4件
合計	2件	2件	1件	2件	3件	10件

資料：君津市社会福祉協議会

⑦きみつ成年後見支援センター 成年後見事業 年度別利用相談回数（延べ）

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	63件	40件	110件	81件
知的障害者	6件	10件	7件	18件
精神障害者	17件	37件	45件	19件
その他	7件	27件	12件	6件
合計	93件	114件	174件	124件

資料：君津市社会福祉協議会

⑧きみつ成年後見支援センター 日常生活自立支援事業 利用者数

本事業の対象者は、将来的に成年後見制度へ移行する可能性があります。

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度当初契約数	28人	30人	27人	28人
当該年度契約者数	3人	1人	5人	3人
当該年度解約者数	1人	4人	4人	2人
年度末契約者数	30人	27人	28人	29人

資料：君津市社会福祉協議会

⑨きみつ成年後見支援センター 日常生活自立支援事業 利用相談回数（延べ）

区分/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	94件	89件	97件	115件
知的障害者	38件	59件	31件	19件
精神障害者	28件	22件	14件	30件
その他	0件	13件	5件	6件
合計	160件	183件	147件	170件

資料：君津市社会福祉協議会

2 成年後見制度に関する課題について

本計画の策定に向け、成年後見制度の利用促進における課題把握の基礎資料とするため、君津市地域福祉計画及び高齢者保健福祉計画、障害者基本計画でそれぞれ実施したアンケート内に、成年後見の利用等に関する設問を加えて実施しました。

(1) アンケート結果の概要

①地域福祉計画に関するアンケート 概要

- ・設問「地域における福祉の推進と行政の役割」では、「在宅福祉サービスの充実」に次いで「すべての人の人権が守られるまちづくり」が選択されており、権利擁護に対する関心が高いことが分かりました。
- ・成年後見制度の認知度に関する設問では、7割が「聞いたことはある/知らない」であり、制度の認知度が低いことが判明しています。

■市民及び事業者の回答（自由意見）

- ・家族がいないまたは関係性が悪く、権利が守られていない認知症高齢者がいる
- ・障害者の親が亡くなった後のことが心配
- ・金銭管理が適切に行われていない事例がある
- ・成年後見制度について、市民に対する制度の浸透、理解が不十分である

②障害者基本計画に関するアンケート 概要

- ・障害者を手助けしている家族の年齢は、50代から60代前半が最も多く、次いで、65歳から75歳までとなっています。これは、手助けする者の高齢化を示しており、成年後見制度の利用に対する潜在的な需要が高まっている可能性があります。
- ・成年後見制度の認知度に関する質問では、制度の名称や内容を知らないという回答が最も多く、制度の内容や相談先などの基本的な周知が不十分であることが判明しています。

③高齢者保健福祉計画・介護保険福祉計画に係るアンケート 概要

- ・成年後見制度の認知度に関する質問では、制度について「知らない」または「内容を少し知っている」という回答が多数を占めました。

■成年後見制度の利用促進に向けての課題について（自由意見）

- ・制度や手続きについて知る機会が少ない、制度が分かりにくい
- ・選任される後見人等が適正であるか不安

(2) 君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会の意見

計画策定にあたり、令和5年6月より、成年後見制度において実際に後見人等を担当する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を策定委員に迎え、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を開催し、本市の成年後見制度の課題について意見を聴取しました。

■成年後見制度利用促進計画策定委員会の主な意見（自由意見）

○成年後見人等の担い手についての課題

- ・後見人等の担い手に関しては、君津市では特に司法書士・社会福祉士の担い手が不足しており、依頼を受けても受任が困難な状況が既に発生しています。
- ・法人が後見人等を受任する法人後見は、毎年受任している一方、解除・終了は少ないため、現在の人員体制では受任の限界に達しつつあります。

○成年後見人等への支援について

- ・担い手の不足のほか、後見の対象に複雑な事情や課題があり、支援が困難な事例の場合引き受け手がない場合もあります。後見人等の孤立を防ぎ、あとは後見人等が就けば、十分な支援が可能というような体制づくりが望ましいと言えます。計画においても、後見人等が引き受けやすい体制を目指す必要があります。
- ・後見人等の受任調整とは、単に引き受け手を見つけることではなく、被後見人の課題を整理することが必要です。
- ・成年後見人等への報酬助成制度は、県内市町村で制度がそれぞれ異なっており、助成対象となるか、常に不安があるため、検討の必要があります。

○中核機関等の体制整備について

- ・体制整備は段階的に実施することが望ましい。最初から全ての機能を盛り込むことは、人員や予算の面からも困難です。
- ・計画も中核機関運営も、実施主体はあくまで市ですが、分担や委託も可能です。市にとって最も適切な体制を模索する必要があります。
- ・中核機関を整備すれば、受任調整や相談等、後見人等のサポート体制が整うので、権利擁護を必要とする高齢者や障害者の様々な課題が改善する可能性があります。
- ・中核機関の実施主体はあくまで市であり、社会福祉協議会への委託も可能ですが、委託する場合は、十分な協議と、パートナーシップが必要です。

(3) 君津市の成年後見制度の課題

本市の現状について、アンケートや計画策定委員会での意見聴取の結果を踏まえ、君津市の成年後見制度利用促進のための課題は、主に以下の点が挙げられます。

○高齢者の課題

高齢化や、認知症の高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が高まっていくことが予想されます。また、日常生活や金銭管理に不安を持つ方が増加すると見込まれます。

○障害者の課題

障がいのある方の増加や、障がいのある子どもの親の多くが、親亡き後を心配していることや、障がいのある方を見守る家族等の高齢化が進んでいることから、財産管理などの支援が必要な障害者が増加することが見込まれます。

○広報・周知活動

制度の分かりにくさなどから、市民にとって身近な制度ではなく、認知度も高くありません。必要とする方が必要な時に制度を認知し、利用できるよう、広報・周知の工夫が必要です。

○相談窓口の整理

窓口が分散しているため、各窓口の果たす役割の整理や、連携体制の改善などが必要です。

○後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

高齢者と障害者の課題を受けて、成年後見の需要増加に対応できる体制づくりが必要です。

○成年後見に関する相談先や合議体の整備・設置の必要性

近年、成年後見制度の現場では、高齢者と障害者の両方が関わる案件など、複雑で困難な案件が増加しているため、市の担当や、後見人等のための相談先や支援体制が必要です。

そのために、中核機関の設置と、地域連携ネットワークの構築の取組が求められています。

○成年後見支援センターの充実、体制整備の必要性

法人後見や日常生活自立支援事業の充実のため、更なる人員拡充や体制整備が必要です。

○後見人等が安心して受任できる環境づくり

後見人等が受任しやすく、支援を受けられる環境づくりのため、相談窓口の整備や支援チームの構築などが必要です。

○後見人等の担い手の不足

後見人等の主な担い手である弁護士、司法書士、社会福祉士は、特に司法書士や社会福祉士において担い手が不足しており、受任困難な状況が発生しています。特に木更津市以南の地域ではその傾向が明らかであり、対策が必要です。

○後見人等報酬助成制度の見直し

後見人等への報酬支払いが困難な場合、市町村が報酬の助成を行う報酬助成制度は、多くの市町村で基準が異なるため、全国どこでも安心して必要な助成を受けられるよう、県内や近隣市等と連携した制度の見直しが必要です。

○市民後見人の育成

後見人の不足を解消するため、市民後見人の育成と選任後の支援が必要です。

○市民後見人養成講座修了者の活躍支援

後見人等として選任されていない方についても、地域福祉の担い手として活躍できる活躍支援体制の整備が必要です。



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現と、成年後見制度の利用促進を図るための取組として、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) 成年後見制度の周知・相談受付の取組

権利擁護のために成年後見制度を必要とする市民が、必要な時に適切な利用ができるように、成年後見制度に関する広報・周知活動の充実と、複数の相談窓口の連携・整理に取り組めます。

また、市の実施する市長申立て制度について、制度に関する周知や、適正かつ迅速な実施を行います。

市民後見人の育成に関連して、市民後見人の養成講座を修了した者について、講座で学んだ内容や意欲を活かし、成年後見制度に関する周知・広報活動や、地域福祉の担い手として活躍するための支援について、検討します。

(2) 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくりの取組

成年後見制度の利用促進と、制度の需要増加に対応できる体制づくりのためには、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築が重要です。

地域連携ネットワークは、制度を必要とする人が、適切に利用できるようにするための地域連携の仕組みであり、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされています。

そして、その役割と構成要素は次のそれぞれ3つとなります。

①地域連携ネットワーク

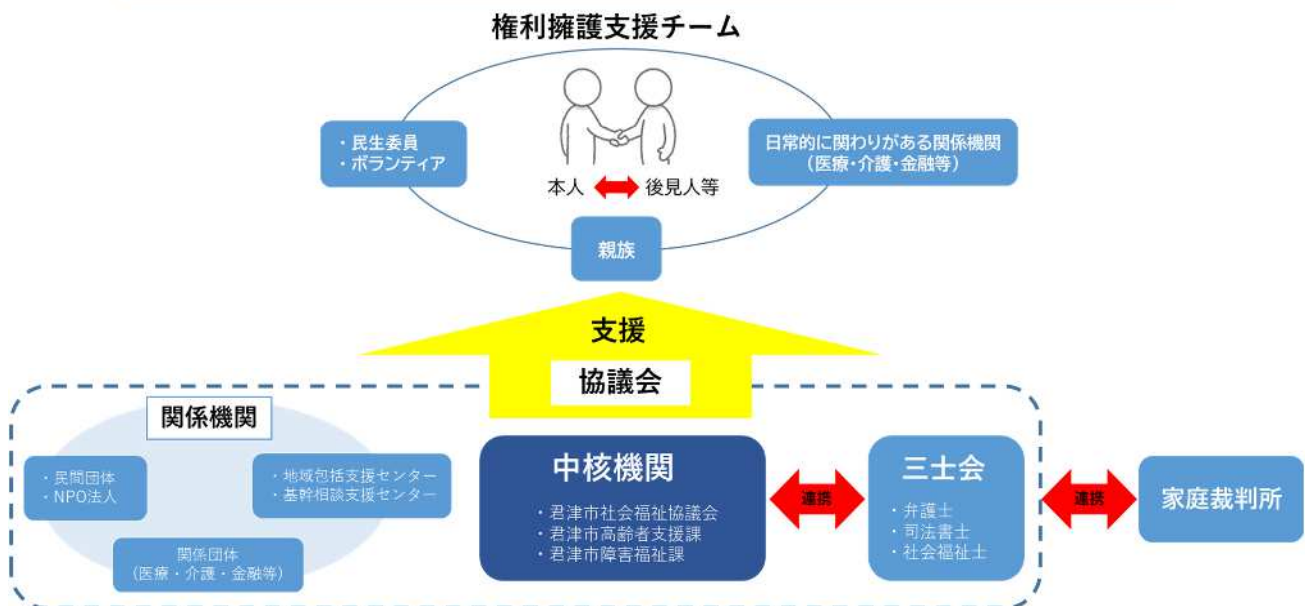
■地域連携ネットワークが担う3つの役割

- ①権利擁護支援を必要とする人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

■地域連携ネットワークを構成する3つの要素

- ①本人を見守り、本人の意志や状況を把握して、必要な対応を行う「チーム」
- ②「チーム」の支援と、地域の関係者・団体等の連携づくりを進める「協議会」
- ③「チーム」と「協議会」のコーディネートを行う「中核機関」

君津市の地域連携ネットワークのイメージ



②中核機関の整備について

中核機関とは、地域連携ネットワークを構成する3つの要素の一つであり、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。中核機関と地域連携ネットワークは、下記の4つの機能を働かせ、地域連携ネットワークの3つの役割を遂行します。

■中核機関の4つの機能（+副次的効果）



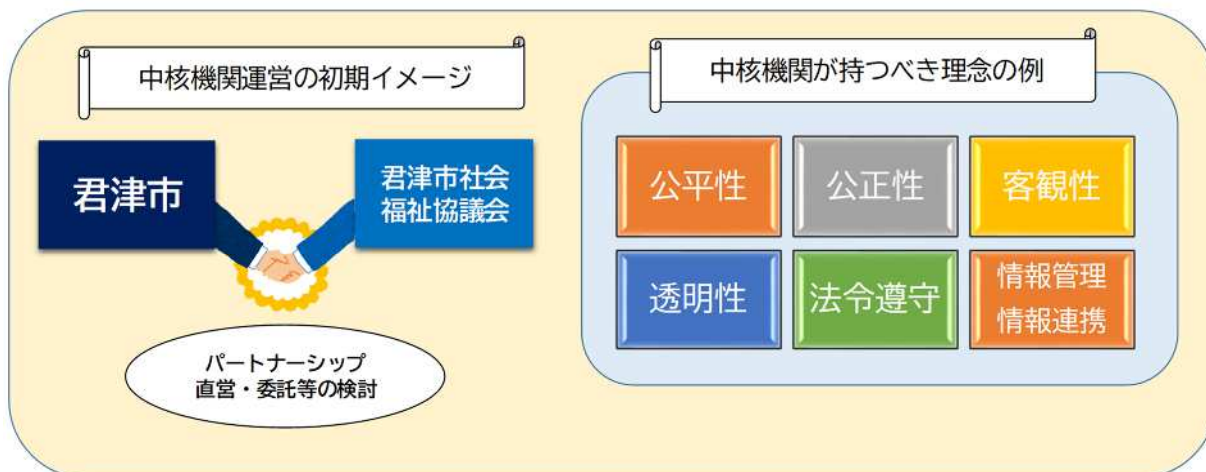
③中核機関の運営について

中核機関は、国の基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営または委託等）。

そこで本市では、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会において、中核機関の運営体制について、委員への意見聴取や市の実情の分析、近隣市の視察や実態調査などを実施しました。

その結果、君津市と市社会福祉協議会のパートナーシップにより、当面は共同体制で中核機関の運営を実施する方向で検討を進めていきます。

今後、計画期間内において、具体的な組織設計を行い、必要な機能や運営体制を整備します。



(3) 成年後見人等の担い手不足の改善に向けた取組

成年後見人等の担い手の不足を改善するためには、後見人等が孤立せず、安心して受任できる環境づくりが必要です。そこで、地域連携ネットワークや中核機関の整備を進め、後見人等の相談に対応できる窓口機能の整備と、権利擁護支援のためのチーム会議を開催できる体制整備を行うほか、市が実施している後見人等の報酬を助成する事業の継続と見直しに取り組めます。

また、後見人等の担い手の不足を直接的に改善する取り組みとして、きみつ成年後見支援センターの法人後見を担う人材の確保・育成と、中核機関による市民後見人の育成の取り組みを促進します。

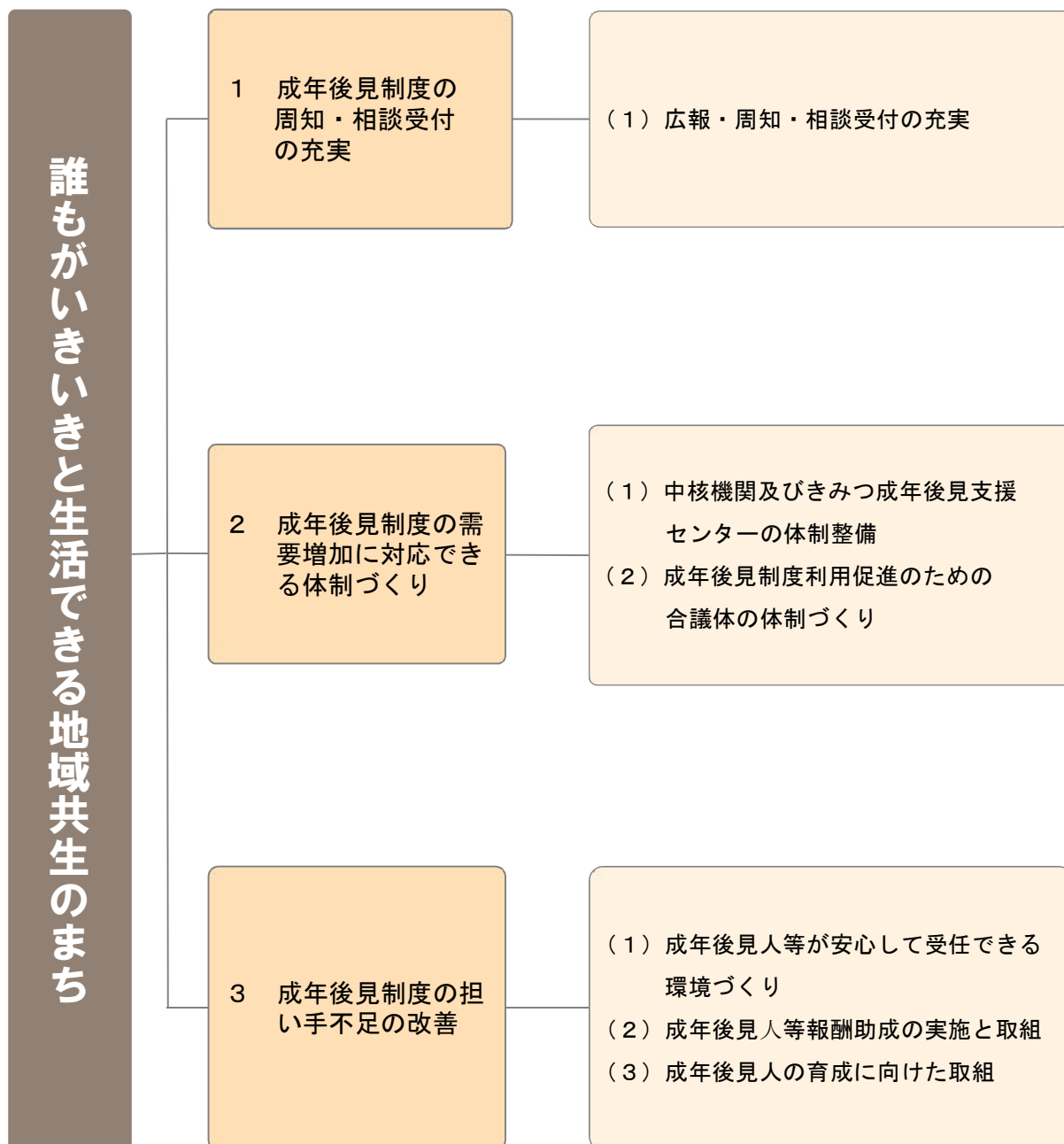


2 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]





第4章

施策の方向性

1 計画の推進体制

本計画は、君津市が主体となり、君津市社会福祉協議会（きみつ成年後見支援センター）等の関係機関と連携して推進します。

(1) 君津市
(2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉協議会等）
(3) 各種関係者（医療・介護・福祉・法律関係者等）

基本目標1 成年後見制度の周知・相談受付の充実

(1) 広報・周知・相談受付の充実

【事業の展開】

① 広報・周知活動の実施	
また、権利擁護を必要とする高齢者や障がいのある方が、必要な時に制度を利用できるよう、権利擁護支援や成年後見人の制度、相談窓口等に関する広報、周知活動を行います。また、相談等へ繋ぐ役割を持つ人々（家族・民生委員・福祉関係者等）への周知・広報活動を行います。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民向けの広報・周知活動	高齢者支援課 障害福祉課
● 福祉関係者等への広報・周知活動	後見実施機関
② 明確な相談受付窓口の整理	
現在の相談窓口（高齢者支援課、障害福祉課、きみつ成年後見支援センター）を継続して運営するとともに、中核機関の設置を見据えて、窓口整理や情報連携を検討します。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 相談受付窓口の運営と、整理等についての検討	高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関

③ 市長申立ての実施と周知	
市長が家庭裁判所への申立てを行う市長申立てについて、適正かつ迅速な実施を行うほか、制度についての周知を行います。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 成年後見制度利用支援事業、相談支援事業	高齢者支援課 障害福祉課

④ 市民後見人養成講座修了者の活躍支援	
市民後見人の養成講座等の研修を終えた修了者について、市民後見人として選任されない場合も、講座で学んだ知識等を活かして、地域福祉の担い手や、成年後見制度の広報・周知活動等に活躍してもらうための支援について、検討します。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民後見人養成講座修了者の活躍支援について検討	高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関



基本目標 2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

(1) 中核機関及びきみつ成年後見支援センターの体制整備

【事業の展開】

① 中核機関の設置に向けた取組					
<p>成年後見制度の利用促進と君津市の課題解決のために、地域連携ネットワークの構築が重要です。中核機関は、そのコーディネートを行う重要な要素であり、広報・相談・制度の利用促進、後見人の支援といった機能を有します。この中核機関の設置について、スケジュールを作成し、取り組みます。</p>					
主な取組や事業				担当課・関係機関等	
<p>● 中核機関の設置に向けた取組</p>				<p>高齢者支援課 障害福祉課 厚生課 後見実施機関</p>	
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
取組・準備					

② きみつ成年後見支援センターの整備・充実の促進					
<p>成年後見制度の利用促進と君津市の課題解決、そして成年後見制度の需要増加に対応するための体制づくりとして、君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターの活動について、必要な人員や予算の整備・充実を促進します。</p>					
主な取組や事業				担当課・関係機関等	
<p>● きみつ成年後見支援センターの整備・充実の促進</p>				<p>高齢者支援課 障害福祉課 厚生課 後見実施機関</p>	

(2) 成年後見制度利用促進のための合議体の体制づくり

【事業の展開】

① 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組					
<p>権利擁護支援が必要な人の発見・支援と早期の相談・対応体制の整備、成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を役割とする地域連携ネットワークの構築を検討し、進めます。</p>					
主な取組や事業				担当課・関係機関等	
<p>● 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組</p>				高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関 各種関係者	
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
検討・取組	構築・運営				

② 権利擁護支援のための協議会及び定例会の準備・開催					
<p>地域連携ネットワークの構成要素であり、地域の関係者や団体等との連携作りを進める「協議会」と、成年後見人等の受任調整や様々なケースの検討などを行う「定例会」を定期的に準備・開催します。</p>					
主な取組や事業				担当課・関係機関等	
<p>● 協議会及び定例会を準備・開催するための取組</p>				高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関 各種関係者	
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
取組・準備	開催				

基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善

(1) 成年後見人等が安心して受任できる環境づくり

【事業の展開】

① 成年後見人等の相談支援体制の整備					
<p>成年後見制度の現場では複雑で困難な案件が増加しているため、成年後見人等が孤立しないよう、安心して受任できる環境づくりが必要です。そこで、地域連携ネットワークや中核機関の役割や機能を活用した、成年後見人等の相談に対応できる窓口等の体制整備や、各種専門職や行政職で構成される支援のためのチームを、必要に応じて構築できる体制づくりに、スケジュール作成して取り組みます。</p>					
主な取組や事業			担当課・関係機関等		
● 成年後見人等相談支援体制の整備			高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関 各種関係者		
● 権利擁護支援のためのチームを構築できる体制づくり			高齢者支援課 障害福祉課 後見実施機関 各種関係者		
スケジュール					
R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
体制づくり					

(2) 成年後見人等報酬助成の実施と取組

【事業の展開】

② 成年後見人等報酬助成の実施と取組	
<p>被後見人が、後見人等への報酬の支払いが困難な場合、市が報酬の助成を行っています。権利擁護を必要とする者が、安心して制度を利用できるよう、引き続き助成事業を実施します。</p> <p>また、市町村ごとに内容が異なる制度であるため、後見人等が安心して報酬の支払いを受けられるよう、他市町村と連携して制度の見直しに取り組みます。</p>	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 成年後見制度利用支援事業、相談支援事業(再掲)	高齢者支援課 障害福祉課

(3) 成年後見人の育成に向けた取組

【事業の展開】

① 法人後見の受任体制の充実にに向けた取組の促進	
君津市社会福祉協議会内のきみつ成年後見支援センターは、法人として後見人等の受任を行っています。そこで、後見人等の担い手不足の改善のために、法人後見業務を担う人材の確保と育成の取り組みを促進します。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 法人後見の受任体制の充実にに向けた取組の促進	高齢者支援課 障害福祉課 厚生課 後見実施機関
② 市民後見人の育成	
成年後見人等の担い手の不足を解消するために、市民後見人の育成について検討し、取り組みを促進します。	
主な取組や事業	担当課・関係機関等
● 市民後見人の育成に向けた取組の促進	高齢者支援課 障害福祉課 厚生課 後見実施機関

第Ⅳ部 高齢者保健福祉計画



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、2020年（令和2年）の国勢調査では高齢化率は28.8%となっています。

また、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊世代が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることが見込まれます。

全国で見れば、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。

そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれ、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。

こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和3年3月に策定した「君津市高齢者保健福祉計画」において、人生100年時代に対応し、年齢を重ねてもその有する能力を社会で発揮し、可能な限りその人らしく自立し、医療、介護等の支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送ることができる環境づくりを目指してきました。

このたび計画期間が満了したことから、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする新たな「君津市高齢者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、昨今の市民の複雑化・複合化したニーズに対応する本市の包括的な支援体制の構築にあたり、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

なお、本計画は、老人福祉法第20条の8第7項の規定に基づき、第10期介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度まで）の策定時に見直すことがあります。



第 2 章

高齢者福祉の現状と課題

1 生きがいづくり・健康づくり・介護予防の推進

- 様々な生きがいづくりの講座や活動の場において、感染症対策も引き続き講じながら、利用促進を図っていくことが必要です。
- 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、ボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進することが必要です。
- 就労の場で活躍する意欲のある高齢者に対して、引き続き高齢者の就労に関する情報提供や就労の機会とのマッチングなどを支援していくことが必要です。
- 高齢者の生活習慣病は予防することで健康寿命の延伸につながるため、「フレイル予防講座」などの事業を通じた適切な食事や運動など、何らかの健康を維持するための取り組みを行っている高齢者を増やしていくことが必要です。
- 健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めていくことが必要です。

2 地域で安心して暮らせる支援体制

- 住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられます。住宅確保が困難な単身高齢者が賃貸住宅に安心して住居を確保できるよう住宅セーフティネットの充実が重要です。
- 高齢者を狙った架空請求等の被害の未然防止に役立つ講座の開催や、情報提供、啓発等が必要です。
- 超高齢社会では、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことが必要です。
- 地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- 地域のニーズと移送サービス事業の可能性の検証を踏まえた外出支援の整備が求められます。
- 今後、人口の高齢化が進む中で、高齢者等、身体機能の低下した場合でも公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が特に支障なく行えるよう、さらに環境整備の充実を図ることが必要です。
- 成年後見制度やその手続きについて知る機会がない人もおり、成年後見制度の利用促進を図るため、内容に加え必要な時に制度を認知し、利用できるよう、相談先の周知などを進める必要があります。

- 成年後見制度の利用を希望する市民が身近な地域で相談でき、権利擁護が必要な人を早期に発見・支援の充実が必要です。
- 高齢者の増加が予想される中、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要です。
- 認知症に関する相談窓口の周知は十分とは言えず、現在の生活を継続していくにあたって不安を感じる介護等として「認知症状への対応」が挙がっています。認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口の周知や早期発見のためのしくみなど、当事者や家族が不安の解消に向けた施策の充実が必要です。
- 医療面での介護に不安を抱えている介護者もいます。医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、多職種協働による医療・介護の一体的提供体制を構築する必要があります。また、在宅医療に関する相談支援についても一体的に行っていく必要があります。
- 地域包括支援センターは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、困窮分野も含めた、属性や世代を問わない重層的な相談支援等を行う必要があります。

3 介護が必要な方を支える介護基盤の整備推進と人材の確保

- 介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組むことが必要です。
- 自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、引き続き日常生活圏域ごとのニーズに応じた地域密着型のサービスの整備が必要です。
- 人材確保については、現在、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。
- 介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) いきいきと健康に暮らせるまち

国は、令和22年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げており、そのためには介護予防のさらなる推進が必要です。

自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。

身近な場所で、仲間とともに取り組める健康づくりやフレイル予防・介護予防の機会を増やすとともに、社会参加や生きがいづくりの場の充実を促進します。

(2) 地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が求められている中、高齢者を取り巻く問題が複雑化し、既存の縦割りのシステムでは対応しきれない問題が生じています。

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を推進していきます。

(3) 介護サービス提供体制の整備と人材確保

高齢化の進展により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加する中で、高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の持続可能な運営が重要となります。

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを適切に提供するための、適切な介護サービスの体制の整備や介護給付の適正化、介護人材の確保に努めます。

2 施策体系

[基本理念]

誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち

[基本目標]

1 いきいきと健康に暮らせるまち

- (1) 生きがいつくりと元気な暮らしの支援
- (2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進

2 地域で安心して暮らせる地域共生社会の推進

- (1) 住まいの環境整備
- (2) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進
- (3) 外出環境等の向上
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 生活支援サービスの充実
- (6) 認知症施策の総合的な推進
- (7) 在宅医療・介護連携の推進
- (8) 地域包括支援センターの機能強化

3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

- (1) 介護サービスの整備推進
- (2) 介護人材の確保及び資質向上
- (3) 介護現場の生産性向上のための取組

[施策の方向性]



施策の方向性

基本目標1 いきいきと健康に暮らせるまち

(1) 生きがいづくりと元気な暮らしの支援

令和4年度に実施した実態調査（アンケート）では、「生きがいあり」と答えた65歳以上の方は約半数（55.4%）となっており、4割近く（37.8%）の人は「思いつかない」と答えています。

生きがいの有無は、幸福度に大きく影響しており、人生100年時代において、いつまでも仕事や趣味を持つこと、そして社会参加は、心身の健康の維持とともに、フレイル（虚弱）状態及び要介護・要支援のリスクを回避するためにも大変重要です。

高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野において、長年にわたり蓄積された知識と経験を活かしながら、生きがいをもって生活ができるよう、就労やボランティアなども含めた社会参加を促進するための施策を推進します。

【事業の展開】

① 高齢者の就労、社会参加の促進	
シニアクラブの活動に補助金による助成を行い、高齢者の社会参加の促進や、生きがいを持った生活の支援を図ります。	
君津市シルバー人材センターの活動に補助金を交付することで、高齢者の就業機会の増大を図ります。	
また、君津版ハローワーク「きみジョブ」との連携を図り、高齢者の就労の場の確保や、社会参加を促進します。	
主な取組や事業	担当課
● シニアクラブや君津市シルバー人材センターへの助成	高齢者支援課

(2) 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進

実態調査（アンケート）では、65歳以上の方の7割以上（74.9%）が自分の健康状態について肯定的（とてもよい・まあよい）で、「軽い運動・体操もしくは定期的な運動・スポーツをしているか」について、週1回以上の方は5割以上（54.8%）となっています。

健康寿命の延伸のために、筋肉量の維持とサルコペニア（筋肉減少症）予防、低栄養防止や口腔ケアによる健康維持支援に努めるなど、自分の健康を実感し、活動的に過ごす高齢者を増やすための取組を進めてまいります。

また、生活習慣病の重症化からフレイルに至る方も多いため、健康づくりの必要性を理解する機会として、健診や人間ドックを受診するよう、必要性の啓発や受診しやすい環境づくりを引き続き進めます。

【事業の展開】

① 介護予防の推進	
地域包括支援センターの総合相談支援事業等と連携して収集した情報を活用し、看護師や社会福祉士が自宅に訪問することで、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握し、きみつ健康体操等の介護予防活動への参加につなげます。	
主な取組や事業	担当課
● 介護予防把握事業	高齢者支援課
● 介護予防普及啓発事業	高齢者支援課
● 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課

② フレイル予防の推進	
フレイルに至る要因には、サルコペニア（筋肉減少症）や人との交流機会の減少が関係しますので、高齢者向けの屋外「うんどう教室」や地域の集会場で行っている「きみつ健康体操」の周知を行うなど、心身の健康につながる運動習慣の定着を図ります。	
また、生活習慣病の重症化からも要介護になりやすいため、健診結果から生活習慣の見直しや食生活・口腔ケア等のフレイル予防の正しい知識を得るための講座を行い普及活動に努めます。	
主な取組や事業	担当課
● 屋外運動習慣化事業	高齢者支援課
● 介護予防・地域支え合い事業	高齢者支援課
● 一般介護予防事業	高齢者支援課
● 保健事業・介護予防一体的実施事業	高齢者支援課

基本目標２ 安心して暮らせる地域共生社会の推進

(1) 住まいの環境整備

住み替えを希望している方については、身体機能の低下と経済的負担が住み替える大きな要因と考えられます。

人生100年時代を迎える現代において、高齢期の長期化を支える住まい・環境や多様な世帯が地域でいきいきと暮らせる住まい・環境の整備が求められています。

しかし、一方で地域ごとに状況や課題等が大きく異なるため、それぞれの課題に応じた取組を進めていくことが必要です。

そのため、住宅セーフティネットの構築や多様な住まいの確保、介護保険サービスを活用した環境の整備に努めます。

【事業の展開】

① 高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保	
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の状況並びに民間賃貸住宅市場の動向に関する状況を共有するとともに、各関係機関の連携を図るため、君津市住宅セーフティネット事業庁内検討委員会を設置し、住宅セーフティネットの構築を図ります。</p> <p>要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図るほか、要介護・要支援者に対する住宅改修費の支給により自宅で暮らし続けるためのバリアフリー化を促進します。</p> <p>また、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、千葉県と連携し、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備など、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 君津市住宅セーフティネット事業庁内検討委員会	建築課 厚生課 高齢者支援課 障害福祉課 こども政策課
● 老人ホーム入所措置事業	高齢者支援課
● 要介護・要支援者に対する住宅改修費の支給	介護保険課
● 多様な住まいの確保(住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など)	介護保険課 建築課

(2) 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、日常生活上の支援等のニーズが高まるなか、地域の支え合いと介護保険制度の安定的な運営が両輪となって機能し、高齢者の質の高い生活を確保していくことや、地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

また、実態調査（アンケート）では、日常的に受けたいと思う支援について、「災害時の手助け」と答えた65歳以上の方が約2割（18.4%）となっており、「急病になった時の看病」が1割以上（14.4%）となっています。

地域資源の発掘・収集したものの集約や住民主体型サービスの支援と普及、重層的な支援体制の構築、災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備といった地域で支えあう体制の整備を推進していきます。

【事業の展開】

① 生活支援体制整備事業	
<p>本市では、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。</p> <p>生活支援コーディネーターは、日常生活圏域（市内10地区）で活動する第2層と、その第2層の後方支援や市内全域で活動を行う第1層からなり、地域資源の発掘・収集を行い、その情報を地域包括支援センターへ提供するとともに、地域ケア会議に参加して介護保険外サービスの情報を提供するなど、主に要支援者に必要な自立に資するサービスの情報の提供等に努めています。</p> <p>また、生活支援コーディネーターから提供された地域資源については、地域包括支援センターで地域住民やケアマネジャー等に提供できるようにします。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域資源の発掘・収集と地域包括支援センターとの連携	高齢者支援課

② 介護予防・生活支援サービス事業	
<p>本市では、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして、NPOやボランティア等の住民が主体となって活動する「住民主体型サービスの訪問型サービスと通所型サービス」を支援し、地域包括支援センターを窓口として活動の普及に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 住民主体型サービス	高齢者支援課

③ 災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備	
<p>「君津市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時の避難にあたって支援が必要となる高齢者や障害者等の実態等を把握し、災害発生時に地域で連携して支援する体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>今後も本制度の周知に努めるとともに、民生委員や自治会、介護サービス事業者等と協力しながら、災害に備えた情報伝達体制や避難支援体制の整備に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 災害に備えた情報伝達体制・避難支援体制の整備	厚生課

④ 重層的な支援体制の構築	
<p>重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。</p> <p>重層的支援体制整備事業の目指す地域における包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。</p> <p>地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域で支えあう体制の整備を推進します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 重層的な支援体制の構築	厚生課

(3) 外出環境等の向上

高齢者の免許返納が増えている中で、移動支援のニーズはさらに高くなってくと予想されます。

これらのニーズに対応するため、庁内関係課とも連携して、高齢者の外出しやすい環境づくりに努めていきます。

また、移動が困難な方に対し、民間事業者と連携して、買い物支援などによる日常生活上の利便性の向上について検討します。

【事業の展開】

① 外出しやすい環境づくり	
高齢者に対して、通院や買物等の必要な外出の支援と社会参加の促進を図るために、公共交通機関による外出を支援します。 また、地域の特性に応じたニーズの把握にも努めてまいります。	
主な取組や事業	担当課
● 高齢者を対象とした移動支援事業の実施	高齢者支援課



(4) 高齢者の権利擁護

高齢化に伴い、加齢や認知症の進行によって自己の財産管理等における判断能力が不十分となる高齢者の数は、今後も増加することが見込まれます。

このため、高齢者の権利擁護のための各種支援事業を市民に周知し、適切な支援につなげていきます。

【事業の展開】

① 成年後見制度利用促進支援	
<p>「成年後見制度利用支援事業」の充実を図り、市長申立ての実施や成年後見人等の報酬助成を継続し、高齢者の権利擁護に努めます。</p> <p>また、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間の計画期間とする「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、君津市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指します。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 君津市成年後見制度利用促進計画に基づく取組 ● 市長申立て、成年後見人等報酬助成の実施 	高齢者支援課
② 高齢者虐待の防止	
<p>「高齢者虐待対応連携マニュアル」に基づき、高齢者支援課が窓口となり、各地域包括支援センター、関係諸課、警察等と緊密な連携を取りながら、虐待の早期発見・早期対応、再発防止等に取り組めます。</p> <p>また、家族介護者の相談支援を行うほか、介護事業者と連携して、施設等での虐待防止に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待の早期発見・対応の取組、連携体制の整備 	高齢者支援課
③ 消費者被害対策の推進	
<p>高齢化の進行に伴い、特殊詐欺や悪質商法による高齢者の被害を未然に防止するため、周知啓発活動や成年後見制度の活用などによる権利擁護に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関との連携による消費者被害に関する周知啓発 	高齢者支援課

(5) 生活支援サービスの充実

実態調査（アンケート）では、現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、6割近くの人が「利用していない」と答えています。

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が約3割（29.6%）となっています。

高齢者の増加が見込まれる中、特にひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の多様化する生活支援ニーズに対応するためには、サービスの創出に向けた効果的な実施手法によって、生活支援・介護予防サービスの充実をより一層図っていくことが必要です。

高齢者が自宅や地域で安心して日常生活を送ることができるよう、介護保険制度によらないサービスにより、福祉の増進を図ります。

そのため、各種助成・支給事業や高齢者を見守る取組、家族介護者を支援する取組を推進していきます。

なお、高齢化のさらなる進展を踏まえ、必要に応じて事業のあり方を検討していきます。

また、近年問題になっているヤングケアラーを含む家族介護支援についても、包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築していきます。

【事業の展開】

① 生活支援サービスの充実	
在宅の高齢者やその介護者の支援などについて、介護保険事業とは異なる生活支援を展開し、総合的な高齢者福祉の増進を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 在宅の高齢者やその介護者を支援する給付事業の推進	高齢者支援課
● ひとり暮らしの高齢者の安全と安心を守る事業の実施	高齢者支援課
② 高齢者を見守る取組の推進	
高齢者を見守りための緊急通報システムを設置する事業や高齢者見守り支援ネットワーク事業を通じた高齢者を見守り支援を継続します。 また、見守りの支援として有効な支援を検討・実施してまいります。	
主な取組や事業	担当課
● 高齢者を見守る取組の推進	高齢者支援課

③ 家族介護に対する支援の充実	
「要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室」を各公民館と連携して開催いたします。	
主な取組や事業	担当課
● 家族介護支援事業	高齢者支援課

④ ヤングケアラーを含む家族介護支援の対策	
<p>ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの事を言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。</p> <p>高齢者の介護現場等でも問題になっており、対策が求められていますが、貧困や家庭環境等の複合的な問題が絡んでいることが多いことから、個別具体的な対応が求められています。</p> <p>そのため、本市では、重層的支援体制を整備して、ヤングケアラーを含む家族介護の課題に対して、包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築していきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● ヤングケアラーを含む家族介護支援の対策	こども政策課



(6) 認知症施策の総合的な推進

実態調査（アンケート）では、認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「いいえ」が7割を超えており、認知症に関する相談窓口の周知は十分とは言えない状況です。

また、現在の生活を継続していくにあたって不安に感じる介護等として「認知症状への対応」が挙げられています。

認知症の人が住み慣れた地域で生活するため、認知症に関する相談窓口である地域包括支援センターの周知や早期発見のためのしくみなど、当事者や家族の不安解消に向けた施策のより一層の充実が必要です。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても早期発見・早期対応し、希望を持って地域で安心して暮らし続けられる体制を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進していきます。

【事業の展開】

① 認知症予防に向けた取組の推進	
<p>認知症施策推進大綱における認知症の予防の基本的な考え方として、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応（三次予防）があり、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしています。</p> <p>運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。</p> <p>このため「基本目標1いきいきと健康に暮らせるまち」の「2 高齢者のフレイル予防・介護予防の推進」や「基本目標2安心して暮らせる地域共生社会の推進」の「2 高齢者を地域で支える体制づくり」を進めることで予防を推進します。</p> <p>また、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応につながる可能性があり、保健事業と連携して推進するとともに、「認知症の早期診断、早期対応の支援体制」の構築も推進します。</p> <p>自治体における認知症の予防に資すると考えられる活動事例集を参考に、認知症施策を検討します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 認知症予防に向けた取組の推進	高齢者支援課

② 認知症の早期診断、早期対応の支援体制

日常の暮らしの中で、本人や家族が認知症ではないかと不安を感じた時に、医学的診断をするものではありませんが、暮らしの中での目安として、認知症スクリーニングシステムでチェックをしていただくと、相談先が表示されます。

活用を推進し、認知症の早期診断や早期対応へつなげていきます。

複数の専門職から構成された認知症初期集中支援チームにおいて、医療や介護につながらない認知症の方やその家族に対し、初期の支援を集中的に行い、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなげるよう取り組みます。

また、ガイドブックを活用した普及啓発を進めるとともに、認知症の人等とその家族の意見を反映したガイドブックの見直しを行います。

主な取組や事業	担当課
● 認知症簡易チェックサイト(認知症スクリーニングシステム)の活用推進	高齢者支援課
● 認知症初期集中支援チームの運営	高齢者支援課
● 認知症ケアパスの普及	高齢者支援課

③ 認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる体制の構築

(認知症サポーターの養成とその活動)

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される君津警察署や小売業等の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大や、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進に取り組みます。

また、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族の困りごとをできる範囲で手助けするチームオレンジの整備を推進しています。認知症施策推進大綱では、令和7年までに全市町村での整備が掲げられています。

(家族介護支援事業)

徘徊行動のある高齢者等の家族等に対し、位置探索システムの利用に要する費用を助成することにより、高齢者等が所在不明になった場合の早期発見による安全の確保を図るとともに、介護を行う家族等の精神的及び経済的負担の軽減を図ります。

また、QRコードが印刷されたラベルシールとICTサービスを用いて、自らの個人情報を開示せずに、対象となる方の安否情報等をインターネット上で共有し、認知症による徘徊症状により行方不明となった方の身元確認や家族への引き渡しを円滑に行います。

(認知症に関する相談窓口の周知)

認知症施策推進大綱では、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター周知の強化に取り組むとされています。

認知症疾患医療センターは、認知症の方とその御家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身

体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的として、都道府県や政令指定都市が国の定める設置基準への適合等を審査の上、指定する病院に設置するもので、千葉県では10病院を指定しており、君津圏域を担当する病院は、袖ヶ浦さつき台病院となっています。

また、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターについては、世界アルツハイマーデー及び月間を通じて認知症の普及啓発を図るとともに、身近な相談窓口として地域住民への周知に取り組んでいきます。

主な取組や事業	担当課
● 認知症サポーターの養成とその活動	高齢者支援課
● 認知症高齢者見守り事業	高齢者支援課
● 家族介護支援事業	高齢者支援課
● 認知症に関する相談窓口の周知	高齢者支援課



(7) 在宅医療・介護連携の推進

本市では、全国と比べ高齢化率が高く、中でも特に慢性疾患による受療が多く、複数の疾病にかかりやすく、要介護の発生率が高いなどの特徴がある、75歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

こうした特徴を複数抱えた高齢者であっても、できる限り住み慣れた地域で、いきいきと生活をするためには、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応及び看取りなどの様々な局面で、在宅医療と介護が連携して支えていく必要があります。

地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進していきます。

また、「人生会議」の普及・啓発にも取り組みます。

【事業の展開】

① 地域医療・介護の資源の把握	
地域包括支援センターでは、地域医療や介護等の資源の把握に努めます。 また、地域包括支援センターに生活支援コーディネーター等から提供された地域資源等も含め、地域住民やケアマネジャー等関係機関に提供できるように管理します。	
主な取組や事業	担当課
● 地域医療・介護の資源の把握	高齢者支援課

② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進

(医療・介護関係者の情報共有の支援)

「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、医療と介護関係者がよりスムーズに連携できるよう、「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を推進し、随時見直しや更新をしていきます。

また、在宅医療と介護の連携を推進するため、ICT情報共有システム「バイタルリンク」の普及に取り組んでいきます。

(在宅医療・介護連携に関する相談支援)

「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を各地域包括支援センターに設置し、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談を受け付け、連携・調整、情報提供等を行っています。

主な取組や事業	担当課
● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	高齢者支援課
● 医療・介護関係者の情報共有の支援	高齢者支援課
● 在宅医療・介護連携に関する相談支援	高齢者支援課
● 医療・介護関係者の研修	高齢者支援課
● 在宅医療・介護連携に関する関係機関の連携	高齢者支援課

③ 市民への普及啓発

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるようになるための講演会等を継続して実施します。

主な取組や事業	担当課
● 市民への普及啓発	高齢者支援課

(8) 地域包括支援センターの機能強化

本市の地域包括支援センターは、市直営の1か所に加えて、第6期計画に基づき平成28年4月に2か所、第8期計画に基づき令和4年4月に1か所の外部委託型を開設し、体制の強化を図ってきました。

本計画期間では、地域の総合相談窓口として質の向上を図り、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた中核的な役割を果たしていきます。

また、地域包括支援センターは、地域の多様なニーズに対応し、地域包括ケアシステムの中核機関として重要な役割を担っていることから、業務負担が増大しており、質の担保や体制整備等と合わせて、業務負担の軽減を図ることが課題となっています。

本市では生活支援コーディネーターとの連携により、地域包括支援センターが担う業務の一部の負担軽減が図れるように取り組んでいくとともに、全国の取り組みについても調査研究していきます。

【事業の展開】

① 地域包括支援センターの運営方針	
<p>高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、高齢者が、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして個々の高齢者の心身の状況や生活の実態に応じて保健・福祉・医療をはじめとする様々なサービスを連携して提供する体制が必要になります。</p> <p>地域包括支援センターは、地域や保健・福祉・医療サービスを提供する関係機関との連携ネットワークを構築し、高齢者の健康保持と生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を総合的、包括的かつ継続的に支援する中核機関として設置するものです。</p> <p>社会構造の変化、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加、地域とのつながりの希薄化などにより、年々対応すべきケースが増加し、複雑化してきていること、また法の改正に伴い地域包括支援センターの機能を強化していく必要があることから、身近な地域で市民の皆様の相談等に対応できるよう、市内を4区域に分け、そのうち3区域のセンターの業務を委託します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域包括支援センターの運営方針	高齢者支援課

② 地域包括支援センターの各事業・業務の方針

(介護予防ケアマネジメント業務)

要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業等の適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

(総合相談支援業務)

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、地域の高齢者の様々な相談に応じ、地域の関係者のネットワークを通じて、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。

また、支援を必要とする高齢者を見出し、早期に対応できるよう、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握に努めます。

(権利擁護業務)

基本目標2(4)高齢者の権利擁護に従い、認知症などにより判断能力の低下がみられ、権利擁護の観点から支援が必要である場合や、高齢者虐待が発生している場合など、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な観点から必要な支援を行います。

(包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携など、地域において多職種相互の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援します。

(地域ケア会議の実施)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制を構築するため地域ケア会議を開催し、地域の関係機関、民生委員などの協力団体との連携を強化し、地域の情報や課題を把握するとともに、解決策を検討します。

また、個別の地域ケア会議では、見守り・支援困難事例の検討や自立支援型会議などを適宜行うことにより、関係者が様々なケースにどのように対応していくか確認します。さらには地域の課題を掘り下げ、地域における見守り支援等の取り組みなどについても検討します。

(地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化)

今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題です。

しかし、業務負担が過大となっているとの指摘があり、具体的に、負担が大きい業務として、総合相談支援業務や指定介護予防支援などが挙げられているが、地域包括支援センターによって異なります。

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があり、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業につ

いて評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされたため、国において、全国で統一して用いる評価指標が策定されたため、本市においては、これにより個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、それを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を推進していきます。

主な取組や事業	担当課
● 介護予防ケアマネジメント業務	高齢者支援課
● 総合相談支援業務	高齢者支援課
● 権利擁護業務	高齢者支援課
● 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者支援課
● 地域ケア会議の実施	高齢者支援課
● 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化	高齢者支援課

③ 重層的な支援体制の構築

地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的な支援体制を整備する必要があります。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。

重層的支援体制整備事業の目指す地域における包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域で支えあう体制の整備を推進します。

主な取組や事業	担当課
● 重層的な支援体制の構築(再掲)	厚生課

基本目標3 介護サービス提供体制の整備と人材確保

(1) 介護サービスの整備推進

在宅介護実態調査（アンケート）では、主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」が25.9%と最も高く、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」が続いています。

介護保険制度における「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」及び「居宅介護支援・介護予防支援」の各サービスの充実を図り、要介護・要支援認定者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくため、サービスの円滑な提供を推進します。

【事業の展開】

① 安心して生活し続けるための介護サービスの整備と質の確保	
<p>サービスが必要な人に供給されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック機能の充実に取り組みます。</p> <p>また、今後、要介護認定者等の増加等による介護保険料の上昇も考えられるため、引き続き、介護給付の適正化に努めます。</p> <p>さらに、介護保険制度のより一層わかりやすい情報の周知に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護サービスの整備推進、質の確保	介護保険課

② 災害・感染症対策の推進	
<p>災害や感染症への対策を充実していくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図るとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、介護サービス事業者などへの集団指導などを通じ、職員への定期的な研修及び訓練の実施を働きかけ災害時においても適切な対応ができるよう支援していきます。</p> <p>また、令和元年度に発生した台風災害と、新型コロナウイルスを始めとする感染症の経験を基に、国の交付金を活用した災害対策や、県などと連携した感染症予防対策にも取り組んでいきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護保険施設等における災害・感染症対策の推進	介護保険課

(2) 介護人材の確保及び資質向上

介護人材実態調査（アンケート）では、人材確保や職員定着のためにどんなことに取り組んでいるかについて、「労働時間の希望を聞く（シフトの調整）」が84.0%と最も高く、次いで「資格取得への支援」が70.0%、「労働環境の改善」が62.0%となっています。

介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な存在であり、介護分野に従事している職員のスキルアップを促進するとともに、未経験者の参入促進についても取り組む必要があります。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した人材確保のための施策を検討・実施していきます。

【事業の展開】

① 介護人材参入促進（研修等の助成）	
<p>介護人材（外国人材を含む）の参入を促進するため、介護職員初任者研修を受講し、市内の介護サービス事業所、介護保険施設に従事した方に、研修の受講に要した費用の一部を助成します。</p> <p>また、介護の業務に関心を持ちながらも介護未経験の方に、介護を知る機会を提供するとともに、業務に携わる上での不安を払拭し、参入を促進するため、介護に関する基本的な知識や、業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修を実施するなど、人材確保の支援に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護職員初任者研修費用助成事業	介護保険課
● 介護に関する入門的研修の実施	介護保険課
② 介護人材定着支援	
<p>不足する介護人材（外国人材を含む）の確保にあたって、介護職員や介護支援専門員等の資格取得や更新に係る費用の補助などのキャリアアップ確立の支援を実施してまいります。</p> <p>また、働きやすい環境づくりなどの人材定着支援に向けた取組を進めてまいります。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 介護事業所内保育施設運営事業	介護保険課

(3) 介護現場の生産性向上のための取組

介護分野における負担軽減、業務効率化に向けロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援が必要です。

「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」などを活用した介護現場の負担軽減、生産性や質の向上につながる取組を推進してまいります。

【事業の展開】

① 介護ロボット・ICTの活用促進	
介護従事者の身体的負担の軽減や介護現場の生産性向上、業務効率化の促進に向けて、介護ロボット・ICTの導入に資する情報を発信していくなど、千葉県と連携し、介護ロボット・センサー・ICTの活用の促進を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 介護ロボット・ICTの活用促進	介護保険課
② 働きやすい環境づくりの支援	
千葉県や地域の関係団体、関係機関と連携し、介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられる環境作りに資する取組を推進してまいります。	
また、災害時等での対応を含めた介護事業所間での連携体制を検討するなど、増加する介護事業所の負担軽減につながるような取組を推進してまいります。	
主な取組や事業	担当課
● 文書負担軽減	介護保険課
● 介護現場におけるハラスメント防止対策	介護保険課



第Ⅴ部 障害者基本計画



障害者基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

国は、平成23年に、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた法整備の一環として、「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」を基本理念とし、障がいのある人について、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と規定しました。

また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されました。

さらに、令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されるなど、障がいのある方を取り巻く、法や環境整備が推進されてきたところです。

本市においても、「君津市総合計画」において、障害者福祉の推進を掲げ、「障害のある方が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまち」を目指して、施策を推進しています。また、令和3年度から「第3次君津市障害者基本計画」を策定し、各種の施策に取り組んでいます。

この第3次君津市障害者基本計画の期間が令和5年度をもって終了することから、国の方針や君津市の福祉の目指す方向性を踏まえて、次期計画である「第4次君津市障害者基本計画」を策定し、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



第 2 章 障害福祉の現状と課題

「第3次君津市障害者基本計画」の基本目標ごとに、国の方針、これまでの事業の評価や市民へのアンケート調査、地区懇談会等の結果を踏まえて、次期計画に向けた課題を整理しました。

1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援

1 障害福祉サービスの充実

○障がいのある人の福祉サービスに対する多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

2 地域生活支援事業の充実

○障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの提供、支援を行うことが必要です。

3 相談支援体制の構築

○障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていくためには、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

○障がいのある人のニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

4 情報提供体制の充実

○障がいのある人やその家族などが住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が福祉サービスや生活に関する情報を必要となときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

1 地域生活への移行支援

○地域生活を希望する障がいのある人の入所施設から地域生活への移行を支援するにあたり、多様化するニーズに対応した相談体制の強化や各種サービスの提供体制を整備していく必要があります。

2 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

○障がいのある人が望む居住の場を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりが求められています。

3 地域支援体制の強化

○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。

4 発達障害者とその家族の支援

○障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。また、発達障がいのある人の家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげることが必要です。

5 社会参加を支える取組

○今後も、多様な交流機会の促進に努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体や地域組織等との連携を図っていく必要があります。

6 就労の促進・充実

- 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し、働き続けることのできる環境整備が必要です。
- 一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に取り組んでいくことが必要です。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における受注拡大への取組等が必要となっています。

7 スポーツ・文化活動の充実

- 障がいのある人にとって、スポーツや文化活動などの余暇活動や障害の有無に関わらない人との相互交流の場が必要です。
- 身近な地域で継続的にスポーツに親しめる機会の一層の充実を図るとともに、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解に関する啓発を図る必要があります。

8 コミュニケーション・移動支援施策の充実

- 視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人ひとりの状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。
- 積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するためには、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

1 障害児の健やかな育成のための発達支援

○障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

○障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要となっています。

2 療育支援体制の充実

○乳幼児健診や各種相談支援事業などを通じて障害を早期に発見し、早期療育を受けることができるよう子育て環境の整備が求められます。また、子どもの成長や発達に応じ、関係機関が連携した切れ目のない支援ができる、一体的な支援体制の構築が必要です。

3 障害児教育の充実等

○インクルーシブ教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と、共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無に関わらず、いきいきと学び、共に育つ場の環境整備が必要です。

4 卒業後の進路対策の充実

○障がいのある子どもが自己決定した進路を実現させるためには、卒業から新生活へ移行する際に、一貫した支援を行い、福祉・教育・労働等分野間の連携を強化しながら総合的に支援していくことが必要です。

5 相談支援提供体制の強化

○地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、福祉・教育・労働部門等との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

4 安全で安心なまちづくりの推進

1 保健・医療施策の推進

○住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・医療等の関係機関の連携強化が必要です。

2 災害や感染症対策の充実

○災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

○災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

3 防犯対策の充実

○日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

4 生活支援のための施策の充実

○障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性等に応じた、各種サービスや手当等の利用促進を図るため、必要な支援をすることが必要です。

5 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現

1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

○障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要です。

2 権利擁護のための施策の充実

○成年後見制度等の権利擁護に係わる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重して生活を送るための支援をすることが必要です。

○差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

○障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発や福祉教育を進めていくことが必要です。

4 依存症対策の推進

○家族や友人など周りの人が依存症について正しい知識と理解を持ち、当事者の方に対する治療や支援につなげていくことが必要です。



基本目標と施策体系

1 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、施策の推進を図ります。

(1) サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの多様化が進む中、障害者総合支援法の基本理念に基づき、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

地域生活を希望する障がいのある人が入所施設等から地域生活に移行して定着する支援や、就労等を支援するため、関係機関と連携を図りながら、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、障がいのある人の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの向上に向けて、コミュニケーション等サービスの充実を図ります。

(3) 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、 切れ目のない支援体制の構築

障害の早期発見から個々の状況に合わせた療育支援に至るまで、切れ目のない一貫した支援体制の確立・強化に努めます。

障がいのある子どもたちが地域社会に参加し、包容（インクルージョン）により自分らしく成長していくことができるよう、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や強化に努めます。

(4) 安全で安心なまちづくりの推進

障がいのある人が安全・安心な生活ができるよう、保健・医療支援の充実を図るとともに、防災対策、感染症対策の強化を図ります。

(5) 障がいのある人への理解を深め、ともに支え合う 地域共生社会の実現

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別の解消を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。

広報・啓発活動を行うことで障害や依存症への理解を深く浸透させるとともに、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。



2 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]





第4章 施策の方向性

基本目標1 サービス提供体制の充実

(1) 障害福祉サービス提供体制の充実

障がいのある人のニーズに合わせたサービスを提供し、支援します。

関連機関やサービス提供事業者等との連携を通じて、障がいのある人とその家族に必要なサービスを効率的に提供するために制度を円滑に運営します。

【事業の展開】

① 障害福祉サービスの提供体制の充実	
障がいのある人のニーズに応じた障害福祉サービスの提供や支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業	障害福祉課
② 障害福祉サービスの円滑な運営体制	
障がいのある人やその家族が必要とするサービスを的確に提供できるよう、関係機関やサービス提供事業所等との連携をもとに、制度を円滑に運営します。	
主な取組や事業	担当課
● サービス提供基盤の整備推進	障害福祉課
● 君津市障害者地域自立支援協議会における検討	障害福祉課

(2) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が自立した日常生活と社会生活を実現できるように、関連機関やサービス提供事業所との連携等を強化し、地域生活支援事業の提供体制を充実します。

【事業の展開】

① 地域生活支援事業の提供体制の充実	
障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや柔軟なサービスの提供、支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 地域生活支援事業	障害福祉課

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が気軽に相談できる仕組みを整え、多様な相談ニーズに対応するために「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制を強化します。

障害の特性に合わせた「サービス等利用計画」と「障害児支援利用計画」を作成し、適切な障害福祉サービスの利用をサポートします。

増大するニーズや多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備を進めます。

【事業の展開】

① 身近な相談窓口の充実等	
障がいのある人やその家族が気軽に相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、相談支援体制を充実させることが重要です。そのため、増大するニーズや多様化・複合化・複雑化する相談に総合的に対応する重層的支援体制の整備を進めます。そして、障害者総合支援法で規定されている、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、相談支援体制の強化を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 相談支援事業	障害福祉課

② 地域での相談活動の充実	
身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、地域において障がいのある人やその家族の目線に立った相談活動を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 身体及び知的障害者相談員設置事業	障害福祉課

③ 障害者ケアマネジメント体制の充実	
障害福祉サービスを適切に利用するために、障害の特性に応じた「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成を推進します。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 障害児通所等支援給付事業	障害福祉課

④ 重層的な支援体制の強化	
地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、重層的支援体制の整備に向けた取組を推進します。	
主な取組や事業	担当課
● 重層的支援体制整備事業	厚生課

基本目標 2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進

(1) 地域自立生活の支援・促進

多様なニーズへ適切に対応し、障がいのある人が自立した生活を送れるよう、サービスの選択と利用を支援する仕組みを整備します。

障がいのある人を支援する家族等に対して、介護の負担や不安を軽減するための支援体制を整備します。

【事業の展開】

① 地域自立生活の支援・促進	
多様なニーズへ適切に対応し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、家族等の不安を軽減するため、必要とするサービスを選択し、利用できる体制の整備を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 地域生活支援事業（再掲）	障害福祉課
● 補装具費支給事業	障害福祉課
● 日常生活用具給付等事業	障害福祉課

(2) 住宅・生活環境の整備（居住の場の充実）

障がいのある人が在宅生活をより便利に過ごすために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費用を助成します。

障害の種類や程度にかかわらず、障がいのある人が望むグループホームで自立した生活を送るために、グループホームの運営費用支援や入居者の家賃補助などを行います。

住宅セーフティネット制度等による障がいのある人への住宅の供給支援を促進します。

【事業の展開】

① 住宅のバリアフリー化の促進	
障がいのある人の在宅生活の利便性向上のため、日常生活用具給付事業による手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を助成することで、既存住宅が住みやすくなるよう支援します。	
主な取組や事業	担当課
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障害福祉課

③ グループホーム等への支援	
障害の種類や程度にかかわらず、障がいのある人が希望するグループホームに入居して自立するために、グループホーム等の運営費助成や入居者への家賃補助の支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● グループホーム等運営費助成事業	障害福祉課
● グループホーム等入居者家賃助成事業	障害福祉課
● 知的障害者生活ホーム運営費助成事業	障害福祉課

(3) 地域支援体制の強化

障がいのある人の地域生活を支援するため、相談や体験の機会提供、緊急時の対応、専門的な人材の確保と養成、地域の体制整備などを担う地域生活支援拠点等の体制を強化します。

【事業の展開】

① 地域生活支援拠点等の体制強化	
国で掲げる、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う「相談」「体験の機会・場の提供」「緊急時の受入体制」「専門的な人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を担う地域生活支援拠点等の体制を強化します。	
主な取組や事業	担当課
● 地域生活支援拠点等の推進	障害福祉課

(4) 社会参加を支える取組

障がいのある人が自身の作品を発表できる場を提供し、「障害者週間」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」などの活動を通じて社会参加の機会の創出に努めます。

視覚障がいのある人が文字や活字文化を楽しむため、読書環境の整備を推進します。

【事業の展開】

① 社会参加の機会の創出	
障がいのある人の作品を発表する場として、「障害者週間」イベントや「健康と福祉のふれあいまつり」等を実施し、社会参加の機会の創出に努めます。	
主な取組や事業	担当課
● 「障害者週間」イベント	障害福祉課
● 健康と福祉のふれあいまつり	厚生課 君津市社会福祉協議会

② 視覚障がいのある人の読書環境の整備	
全ての人々が等しく読書活動を行うことができる社会の実現のため、視覚障がいのある人の読書環境の整備に努めます。	
主な取組や事業	担当課
● 読書推進事業	中央図書館
● 移動図書館巡回事業	中央図書館
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障害福祉課

(5) 就労の促進・充実

障がいのある人の雇用機会を増やすため、ハローワークや商工会議所、生活自立支援センター、特別支援学校等と連携して、個別の状況に合わせた就労支援を提供します。

障害福祉サービス提供事業所等と協力し、障がいのある人に対して農業など様々な職種への就労機会を増やします。

市役所本庁舎において、障害福祉施設の販売活動を通じた、就労に向けた訓練の場を提供します。

障害就労施設の工賃向上のため、障害者優先調達推進法に基づく発注を推進します。

【事業の展開】

① 一般就労の促進	
障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワークや商工会議所、生活自立支援センターきみつ等と連携して、一人ひとりの状況にあった就労支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 君津版ハローワーク管理運営事業	経済振興課
● チャレンジドオフィスきみつ	人事課
● 生活自立支援センターきみつ	厚生課

② 福祉的就労の促進	
障害福祉サービス提供事業所等と協力し、障がいのある人に対して農業など様々な職種への就労機会の確保に努めます。	
市役所本庁舎で、障害福祉施設の製品を販売する場を提供することで、対人関係や金銭感覚を養うなど就労に向けた訓練を支援します。	
障害者就労施設に対し、障害者優先調達推進法に基づく発注を推進することで、障害者就労施設の受注を確保し、工賃向上に取り組めます。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 農福連携の推進	障害福祉課 農政課

(6) スポーツ・文化活動の充実

関係団体と協力して障がいのある人がスポーツや余暇活動に参加できるように支援体制を拡充し、社会的な交流や参加を促進します。

ボランティアの協力を得て、障害の有無に関係なく人々が共に学び、講座やスポーツ教室などへの参加できる環境を整備します。

【事業の展開】

① スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進	
障がいのある人が、スポーツ・レクリエーションや余暇活動を楽しむ場へ参加することを促進するため、支援体制を強化します。 「千葉県障害者スポーツ大会」や「君津地域心身障害児者スポーツ大会」等への参加を呼びかけ、パラスポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障害の有無に関わらない交流や社会参加を推進します。	
主な取組や事業	担当課
● パラスポーツの振興	スポーツ推進課
● 君津地域心身障害児者スポーツ大会	障害福祉課
● 安全・安心なスポーツ施設の整備	公園緑地課 スポーツ推進課

③ 生涯学習の促進	
関係団体・ボランティアとの連携・協力体制を拡充し、障害の有無に関わらず、各種講座や教室などへ参加できる環境を整備します。	
主な取組や事業	担当課
● 読書推進事業（再掲）	中央図書館
● 図書館ボランティアの養成	中央図書館
● 生涯学習推進事業	生涯学習文化課

(7) 移動支援施策の充実

障がいのある人の外出と移動を支援し、自立生活と社会参加を促進するため、移動支援事業と同行援護等の利用を促進し、自動車改造費助成や自動車運転免許取得費助成などを実施します。

交通機関の利用支援のため、コミュニティバスやデマンドタクシー等で、障がいのある人も利用しやすい車両の導入を推進していきます。

【事業の展開】

① 外出・移動支援施策の推進	
<p>障がいのある人の日常生活で必要となる屋外での移動手段を確保し、自立生活の安定と社会参加の促進を図ります。</p> <p>公共施設等の駐車場整備や障害者等用駐車区画確保施策を推進し、障がいのある人が安心して外出できるように支援します。</p> <p>障がいのある人の自動車の利用を支援する「身体障害者用自動車改造費助成事業」及び「障害者自動車運転免許取得費助成事業」の周知と利用促進を図ります。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 地域生活支援事業（再掲）	障害福祉課
● 福祉タクシー事業	障害福祉課
● 身体障害者用自動車改造費助成事業	障害福祉課
● 障害者自動車運転免許取得費助成事業	障害福祉課
● ちば障害者等用駐車区画利用証制度	障害福祉課

② コミュニティバス・デマンドタクシーの利用に関する支援	
<p>障がいのある人が利用しやすい車両でコミュニティバス・デマンドタクシーを運行していきます。</p> <p>障害者手帳所持者のコミュニティバスの運賃を軽減します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● コミュニティバスの運行	市民活動支援課
● デマンドタクシーの運行	市民活動支援課
● 乗降しやすい車両（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入推進	市民活動支援課

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

各種制度や生活に必要な情報の取得・利用ができるよう、市ホームページや福祉のしおり等を充実させます。情報は定期的に更新し、視覚障がいのある人のために音訳や音声コードなど、適切な媒体の確保に努めます。また、わかりやすい表現やルビを使用し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。

聴覚または言語に障がいのある人向けに手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、コミュニケーション手段を充実します。

情報アクセシビリティを向上させ、情報のバリアフリーを推進します。

【事業の展開】

① 情報提供の際の配慮	
<p>障害福祉サービスや各種制度の内容について、市ホームページや福祉のしおりで情報提供し、掲載内容を適切に更新するほか、充実した情報提供に努めます。視覚障がいのある人には、音訳や音声コード等、配慮した媒体の確保に努めます。</p> <p>わかりやすい表現や、漢字へのルビ等、障害の特性への配慮に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 障がいのある人に配慮した情報発信	政策推進課 障害福祉課

② コミュニケーション支援施策の充実	
<p>聴覚または音声や言語に障がいのある人が利用する手話通訳者、要約筆記者派遣制度を実施し、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市に手話通訳者を配置することで、聴覚障がいのある人の利便性向上に努めます。</p> <p>聴覚障がいのある人との交流活動の支援者を増やすため、手話奉仕員養成講座を開催します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 聴覚障害者相談事業	障害福祉課
● 意思疎通支援事業	障害福祉課
● 手話奉仕員養成講座	障害福祉課

③ 情報バリアフリーの促進（情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実）

障害の特性に対応した情報を発信することで、障がいのある人が生活に必要な情報を容易に取得できるように努めます。また、障がいのある人が、情報を入手する際に必要となる用具を給付することで、情報アクセシビリティの向上を図ります。

主な取組や事業	担当課
● ホームページ管理運営事業	政策推進課
● 「声の広報」の作成	政策推進課
● 補装具費支給事業（再掲）	障害福祉課
● 日常生活用具給付等事業（再掲）	障害福祉課



基本目標3 障がいのある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築

(1) 障がいのある子の健やかな育成のための発達支援

発達に不安のある子どもに対して、個別のニーズに合わせた専門的な支援体制を整備します。

早期から適切な療育を実施するため、行政と関連機関が緊密に連携し、子どもの成長段階を通じて切れ目のない一貫した療育支援体制を整備します。

インクルーシブ教育や特別支援教育を通じて、障害の有無にかかわらず、共に学び合う教育を推進します。

【事業の展開】

① 専門的な発達支援の充実	
障害の可能性のある子どもの状況等、個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制整備に努めます。	
主な取組や事業	担当課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障害福祉課

② 切れ目のない一貫した支援	
早期から適切な療育を行うため、行政関係機関が連携を密にして、ライフステージに合わせた、切れ目のない一貫した療育支援をする体制整備に努めます。	
インクルーシブ教育や特別支援教育等により、障害の有無に関わらず、共に理解し、学び合うきめ細やかな教育を推進します。	
また、ライフサポートファイルの活用を促進します。	
主な取組や事業	担当課
● 君津市障害者地域自立支援協議会における検討（再掲）	障害福祉課

(2) 療育支援体制の充実

乳幼児健診や各種相談支援事業を通じて障害を早期に発見し、個々の成長に合わせた切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との連携による一貫した支援体制を整備します。

障がいのある子どもとその家族が地域で安定した生活を送り、自立するための支援体制を整備し、乳幼児期から学齢期にかけて、発達段階に合わせた療育と教育を提供します。

【事業の展開】

① 療育支援体制の充実	
乳幼児健診や各種相談事業のほか、保育園や学校などと連携して障害の早期発見に努め、一人ひとりの成長や状況に応じた療育支援体制の充実を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 妊婦・乳児健康診査事業	こども家庭センター
● 幼児健康診査	こども家庭センター
● こどもの発達相談	こども家庭センター
● 幼児ことばの相談事業	障害福祉課
● ほほえみ相談	教育センター

② 療育支援体制の整備	
障がいのある子どもとその家族が、地域で安定した生活を送り、自らの力で生活を切り開いていくことができるよう、療育支援体制の充実を図ります。	
また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続して提供できる体制を推進します。	
主な取組や事業	担当課
● 障害児保育事業の推進	保育課
● 専門機関との連携強化	こども家庭センター 保育課 教育センター 障害福祉課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障害福祉課

(3) 障害児教育の充実等

障害の種類や特性に応じて、障がいのある子どもたちに適切な教育支援を提供するため、就学支援を強化します。特別な教育的支援が必要な子どもたちに対し、適切な就学相談や教育相談などの相談体制を強化します。

肢体不自由の児童などのために、学校施設や設備の設置や改修を行い、合理的な配慮の下で教育環境を整備します。通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、個性と可能性に配慮し個別の指導を提供します。

障がいのある子どもたちの受け入れを支援する「放課後児童クラブ」を支援するとともに、放課後等デイサービスの質と量を確保します。

【事業の展開】

① 就学相談・教育相談の充実	
<p>特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談や教育相談を行います。</p> <p>障がいのある子どもの状況の変化を見ながら、より適切な教育ができるよう、関係機関との連携の推進、他課との連携等、就学相談体制の充実に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 君津市教育支援委員会	学校教育課
● 特別支援教育推進事業	学校教育課
② 学校施設の整備	
<p>肢体不自由のある児童などの就学に際しては、合理的配慮のもと、学校施設・設備の設置、改修等を検討します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 校舎等維持補修事業	教育総務課
③ 放課後児童対策の推進	
<p>「放課後児童クラブ」での障がいのある子どもの受け入れを支援します。</p> <p>「放課後等デイサービス」におけるサービスの質・量の確保とともに相談支援の充実に努め、障がいのある子どもやその家族を支援します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 放課後児童健全育成事業	こども政策課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障害福祉課

基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

(1) 保健・医療施策の推進

健康診査や健康教育、健康相談などを通じて市民の健康を促進し、生活習慣病の予防を支援します。

重度心身障害者医療費助成や自立支援医療費支給などの制度を広く周知し、利用を促進します。

精神疾患等のある人や難病患者への支援を強化し、経済的な負担を軽減する制度を対象者に適切に提供します。

強度行動障害や医療的ケアが必要な重症心身障害などの重度障がいのある人に対する支援を提供します。

【事業の展開】

① 疾病の予防と早期発見	
市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせるよう、生活習慣病等を中心とした疾病予防のための健康診査、健康教育、健康相談などを実施します。	
主な取組や事業	担当課
● 生活習慣病予防健康診査	健康づくり課
● 国保特定健康診査	国保年金課

② 医療給付などの利用促進	
「重度心身障害者医療費助成事業」や「自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院医療）支給事業」などについて、福祉のしおりや市ホームページ等で周知します。	
主な取組や事業	担当課
● 重度心身障害者医療費助成事業	障害福祉課
● 自立支援医療費支給事業	障害福祉課

③ 精神疾患等のある人や難病患者支援の推進	
経済的な負担を軽減する制度の対象となる方に適切に案内し、給付（支給）を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 精神障害者医療費給付事業	障害福祉課
● 特定疾患療養見舞金支給事業	障害福祉課

④ 重度障がいのある人等（強度行動障害、医療的ケアが必要な重症心身障害等）への支援	
重度の障がいのある人が地域生活を送ることができるよう、保健・医療機関が連携して障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスが提供できるよう社会資源の整備に取り組めます。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業（再掲）	障害福祉課

（２）災害や感染症対策等の充実

障がいのある人に対して緊急時の通信手段を広く周知し、防災・防犯情報の伝達を強化します。

被災者の特別なニーズに対応できる福祉避難所を活用し、災害時の支援体制を整備します。また、防災訓練を実施し、地域の防災意識を高めます。

障がいのある人や福祉サービス提供事業者への感染症対策に関する情報提供を充実させ、感染症発生時に必要な支援や物資の備蓄・調達に備えます。

【事業の展開】

① 緊急通信手段の充実	
聴覚・音声・言語機能等に障がいのある人が火災や救急などの緊急時に通報できるよう、ちば消防共同指令センターの「NET119」等を周知します。 ひとり暮らしの重度身体障がいのある人への緊急時の通報装置の設置を支援します。 地震などの災害時に、速やかに避難を促すためや、被害を最小限に抑えるため、防災行政無線等で防災情報の伝達をします。	
主な取組や事業	担当課
● 119番通報に関する支援	消防署本署
● ひとり暮らし重度身体障害者緊急通報システム設置事業	障害福祉課 高齢者支援課

② 災害対策の推進	
<p>避難所生活において、特別な配慮が必要となる要配慮者が避難できる福祉避難所を活用し、支援体制を整備します。</p> <p>ストーマ用装具備蓄保管事業の充実を図り、大規模災害に備えます。</p> <p>地域における防災訓練に、要配慮者の参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、地域住民に対して要配慮者の救助・救護等の訓練を実施します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 福祉避難所運営訓練	危機管理課 厚生課
● 災害時要援護者避難支援制度	厚生課 障害福祉課 高齢者支援課

⑤ 感染症対策の周知・啓発	
<p>感染症の発生や感染拡大を防止するため、障がいのある人や障害福祉サービス提供事業者等に感染症対策についての周知・啓発を行います。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 感染症対策の周知・啓発	健康づくり課

(3) 生活支援のための施策の充実

障がいのある人とその家族に各種手当等の支援制度の周知と利用促進を図ります。

【事業の展開】

① 各種手当等の利用促進	
<p>障がいのある人とその家族に各種手当の支援制度を周知し、利用促進を図ります。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 心身障害者（児）福祉手当支給事業	障害福祉課
● 特別障害者手当等支給事業	障害福祉課
● 特別児童扶養手当給付事務事業	障害福祉課
● 重度身体障害者（児）移動入浴車派遣事業	障害福祉課

基本目標5 障がいのある人への理解を深め、 ともに支え合う地域共生社会の実現

(1) 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進

障がいのある人が快適に生活できる環境づくりに向け、行政や他の関係機関と連携し、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、福祉のまちづくりを進めます。

【事業の展開】

① 「福祉のまちづくり」の推進	
<p>障がいのある人がより生活しやすい環境整備を促進し、福祉のまちづくりを推進するためには、福祉や交通、建築など様々な分野において、行政をはじめとする多様な主体がさらなる連携を図りバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を行う意識を持つことが重要です。</p> <p>全ての人がお互いを尊重し、助け合う優しさにあふれたまちづくりの実現のため、ハードとソフト（環境整備や福祉教育など）の両面から福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>また、「千葉県福祉のまちづくり条例」や「君津市総合計画」「君津市バリアフリー基本構想」等に基づき、公共交通・駐車場や建築物等のバリアフリー化、主要な生活関連施設や観光地・観光ルートにおけるユニバーサルデザインを推進します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 君津市バリアフリー基本構想の推進	建設計画課
● 公園等のバリアフリー化の推進	公園緑地課
● 障がいのある人等が安心して利用できる歩行空間の整備	道路整備課 道路維持課

(2) 権利擁護のための施策の充実

障がいのある人が権利を行使できるよう、成年後見制度や法人後見による支援、日常生活自立支援事業の利用を促進します。

障がいのある人に対する虐待や差別に対処するため、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見に取り組むための研修や取り組みを強化します。

【事業の展開】

① 権利行使の支援	
<p>「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人が、成年後見制度利用支援事業や法人後見による支援を活用することを推進します。</p> <p>また、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「君津市成年後見制度利用促進計画」に基づき、君津市社会福祉協議会等と連携し、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備し、意思決定支援を得て「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」の実現を目指します。</p> <p>選挙の投票所において、障がいのある人が投票しやすい環境づくりに努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 成年後見制度利用促進計画の推進	高齢者支援課 障害福祉課 君津市社会福祉協議会

② 差別・虐待防止対策の推進（事業所等への働きかけの強化等）	
<p>障がいのある人に対する虐待や、障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、相談窓口を設置します。虐待の未然防止や、虐待発生を早期に発見し、迅速な対応を行えるよう、県主催の研修等に参加することで、職員の資質向上を図ります。</p> <p>「君津市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応を行っていきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 障害者虐待防止支援事業	障害福祉課

(3) 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進

障がいのある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の浸透や、障がいのある人に対する理解と認識を深めることを目的に普及啓発活動を推進します。

市内の小中学校で通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を通じて、障害に対する理解を深めます。

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、ガイドヘルプや音訳、手話などのボランティア活動を君津市社会福祉協議会やボランティアグループと協力して支援します。

【事業の展開】

① 広報・啓発・普及活動の充実	
<p>「ノーマライゼーション」の理念及び障害者の権利擁護等について、市民や民間事業者等に対する普及啓発活動を行います。また、より多くの市民が障害者や障害について関心を寄せ、正しく理解してもらうための取組を推進します。</p> <p>障害者団体等と連携・協働して、障害理解の場となるイベントなどを開催します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 「障害者週間」イベント（再掲）	障害福祉課
● 健康と福祉のふれあいまつり（再掲）	厚生課 君津市社会福祉協議会

② 福祉・人権教育の推進	
<p>「まちづくりふれあい講座」を通じて、市民が障害についての正しい知識と障害への理解を深める機会づくりを促進します。</p> <p>人権意識の普及・高揚のため、講演会等を実施します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 人権教育推進事業	生涯学習文化課

③ 学校等での交流・共同学習の推進	
<p>市内小中学校の児童・生徒による施設訪問、通常学級と特別支援学級や特別支援学校との交流・共同学習を促進することで、障がいのある人の実情や、障害に対する理解と認識を深めます。</p> <p>君津市社会福祉協議会が市内の学校で行う車いす体験・アイマスクによるガイドヘルプ体験・手話教室などの「福祉体験出前講座」等を支援します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 交流及び共同学習の推進	学校教育課
● 福祉体験出前講座	君津市社会福祉協議会

④ ボランティア活動の充実	
<p>障害の重度化や高齢化等の多様な課題に対し、関係機関や団体が連携を強化して取り組む必要があります。その際、身近な立場で支えてくれるボランティアや民生委員・児童委員等の人材に、効果的に活躍していただくための施策を推進します。</p> <p>障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するガイドヘルプ、音訳、手話等の障害者団体等が協働で行うボランティア団体と連携し、支援体制を整備します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● コーディネート機能の充実	厚生課 君津市社会福祉協議会
● ボランティアとの研修・交流会	君津市社会福祉協議会

(4) 依存症対策の推進

依存症に関する理解を深めるための啓発活動を推進し、依存症者への適切な治療と支援を図ります。

依存症者とその家族に対して、関係機関と連携しながら相談体制を強化します。

【事業の展開】

① 依存症の理解を深めるための普及啓発と相談体制の充実	
依存症に関する偏見、差別を解消し、依存症者に対する適切な治療・支援につながる行動変容を促すことを目的として、依存症の理解を深めるための普及啓発活動に努めます。 保健所や精神保健福祉センター等と連携し、依存症者や家族からの相談体制の充実を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備と推進	障害福祉課



資料編

1 策定経過について

(1) 地域福祉計画策定経過

年	月日	区分	内容	
令和4年	12月7日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (アンケート内容の協議)	
	12月15日	委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (アンケート内容の協議)	
令和5年	1月19日～ 2月6日	市民意識調査・事業所調査		
	4月27日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (地区懇談会について)	
	5月9日	地区懇談会 「地域の困りごとを共有し、解決方法を話し合う」	小糸地区	
	5月11日		上総地区	
	5月12日		小櫃地区	
	5月14日		君津東地区	
	5月18日		清和地区	
	5月19日		君津西地区	
	5月27日		君津南地区	
	5月29日		君津中地区	
	6月14日		委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (地区懇談会開催結果、骨子案について)
	6月21日		委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (地区懇談会開催結果、骨子案について)
	9月22日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (地区懇談会開催結果、たたき台について)	
	10月30日～ 11月6日(書面)	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会 (素案について)	
	11月9日	委員会	君津市地域福祉計画推進委員会 (素案について)	
	12月15日	議会	全員協議会	
12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者1名、1件)			

(2) 成年後見制度利用促進計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和5年	6月26日	委員会	第1回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (君津市の現状及びアンケート結果について)
	7月12日	視察	木更津市福祉相談課、木更津市社会福祉協議会
	7月27日	委員会	第2回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (視察報告)
	8月28日	委員会	第3回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (体系・骨子案について)
	9月25日	委員会	第4回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 (素案について)
	10月30日	委員会	第5回君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会
	12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者なし)	

(3) 高齢者保健福祉計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和4年	5月18日～ 5月27日	協議会	第1回君津市介護保険運営協議会
	8月29日	協議会	第2回君津市介護保険運営協議会
	11月22日	協議会	第3回君津市介護保険運営協議会
令和5年	3月24日	協議会	第4回君津市介護保険運営協議会
	7月26日	協議会	第1回君津市介護保険運営協議会
	8月25日～ 8月30日	協議会	第2回君津市介護保険運営協議会
	10月6日	協議会	第3回君津市介護保険運営協議会
	11月22日	協議会	第4回君津市介護保険運営協議会
	12月15日	議会	全員協議会
12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者なし)		

(4) 障害者基本計画策定経過

年	月日	区分	内容
令和5年	1月17日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (アンケート内容の協議)
	1月24日～ 2月13日	市民意識調査・事業所調査	
	3月23日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (アンケート集計結果の報告)
	8月3日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (第4次障害者基本計画(骨子案)について)
	10月20日	協議会	君津市障害者地域自立支援協議会 (第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福計画(素案)について)
	12月15日	議会	全員協議会
	12月19日～ 1月17日	まちづくり意見公募手続き (意見提出者1名、1件)	

2 委員名簿について

(1) 君津市地域福祉計画推進委員会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	公募による市民の代表者	湯本 晶子	
2	公募による市民の代表者	林 正幸	
3	福祉団体関係者	加藤 美代子	君津市社会福祉協議会
4	福祉団体関係者	三沢 正男	君津中地区社会福祉協議会
5	福祉団体関係者	奥澤 幸弘	上総地区社会福祉協議会
6	福祉団体関係者	渡邊 法子 (副委員長)	君津市障がい者団体連合会
7	地域団体関係者	石井 裕之	君津市自治会連絡協議会
8	地域団体関係者	野老 高弘	君津市民生委員児童委員協議会
9	地域団体関係者	江尻 節子	君津市赤十字奉仕団
10	社会福祉事業関係者	水野谷 繁	君津四市高齢者福祉施設連絡協議会
11	関係行政機関の職員	小川 久美子 (委員長)	君津市福祉部

(2) 君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	専門職（弁護士）	佐久間 貴幸	千葉県弁護士会
2	専門職（司法書士）	吉留 亨	公益社団法人成年後見センター・リーガル・サポート千葉県支部
3	専門職（社会福祉士）	遠坂 貴志	一般社団法人千葉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ千葉
4	福祉団体関係者	高野 智行	君津市社会福祉協議会
5	福祉団体関係者	土橋 登志夫	君津市社会福祉協議会
6	行政機関関係者	濱松 和徳 （委員長）	君津市福祉部
7	行政機関関係者	廣橋 顕徳	君津市福祉部
8	行政機関関係者	鈴木 洋和	君津市福祉部
9	行政機関関係者	安藤 久雄	君津市福祉部

(3) 君津市介護保険運営協議会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	保健医療関係者	保住 寛 (会長)	君津木更津医師会
2	保健医療関係者	神 由紀彦	君津木更津歯科医師会
3	学識経験者	兼子 健一	学校法人 君津あすなろ学園 千葉医療福祉専門学校
4	被保険者	川嶋 昌弘	君津市シニアクラブ連合会
5	被保険者	江尻 節子	君津市赤十字奉仕団
6	被保険者	中野 久美子	君津市商工会議所
7	福祉関係者	渡辺 一男	君津市民生委員児童委員協議会
8	福祉関係者	加藤 美代子	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
9	介護サービス事業者	伊賀 浩	一般社団法人 千葉県老人保健施設協会
10	介護サービス事業者	水野谷 繁	君津市高齢者福祉施設連絡協議会
11	介護サービス事業者	林 英一 (副会長)	君津市介護支援専門員協議会
12	介護サービス事業者	箱田 純子	一般社団法人 千葉県介護福祉士会
13	介護サービス事業者	津金澤 寛	君津市介護サービス研究会
14	費用負担関係者	大古 政昭	君津市農業協同組合
15	要介護者等の家族	高野 節子	認知症介護者ネット きみつ

(4) 君津市障害者地域自立支援協議会 名簿

番号	区分	氏名	所属団体
1	障害者及び障害者団体関係者	津石 隆吉 (会長)	君津リバース協会
2	障害者及び障害者団体関係者	田中 公夫	玄々堂君津腎友会
3	障害者及び障害者団体関係者	三條 珠美	君津市手をつなぐ育成会
4	障害者及び障害者団体関係者	湯本 晶子	君津市共励会
5	障害福祉サービス事業者	市川 恭唯 (副会長)	社会福祉法人章佑会 千葉事業部
6	障害福祉サービス事業者	高橋 勝巳	社会福祉法人アルムの森 ピッチーの丘
7	障害福祉サービス事業者	榎本 世明	株式会社 コッペ
8	障害福祉サービス事業者	渡邊 雄太	有限会社 きらら ファミリーサポートひるがお
9	保健、福祉及び医療機関関係者	保住 寛	医療法人社団 君津あすなろ会 あすなろクリニック
10	保健、福祉及び医療機関関係者	露崎 多佳子	千葉県君津健康福祉センター
11	保健、福祉及び医療機関関係者	並木 美幸	中核地域生活支援センター 君津ふくしネット
12	保健、福祉及び医療機関関係者	藤崎 勉	児童発達支援センター きみつ愛児園
13	保健、福祉及び医療機関関係者	高野 智行	社会福祉法人 君津市社会福祉協議会
14	教育機関関係者	佐々木 操	君津特別支援学校
15	雇用機関関係者	田中 将和	木更津公共職業安定所
16	雇用機関関係者	齊藤 敦	君津商工会議所
17	行政機関関係者	寺島 努	千葉県君津警察署
18	行政機関関係者	中村 博子	千葉県君津児童相談所
19	行政機関関係者	菊地 勝幸	君津市教育委員会
20	行政機関関係者	小川 久美子	君津市福祉部

3 地域福祉に関する市民意識調査結果（抜粋）

(1) 調査の概要

① 調査の目的

君津市において今後の福祉施策を推進するための「第四次君津市地域福祉計画」を策定するにあたり、基礎資料の一つとして、地域を担う市民の意識や事業所の意見等を把握するために調査を実施しました。

② 調査対象

市民意識調査：市内に居住している16歳以上の市民

事業所調査：市内の各種福祉関係事務所

③ 調査期間

令和5年1月19日～令和5年2月6日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民意識調査	2,000 通	899 通	45.0%
事業所調査	43 通	21 通	48.8%

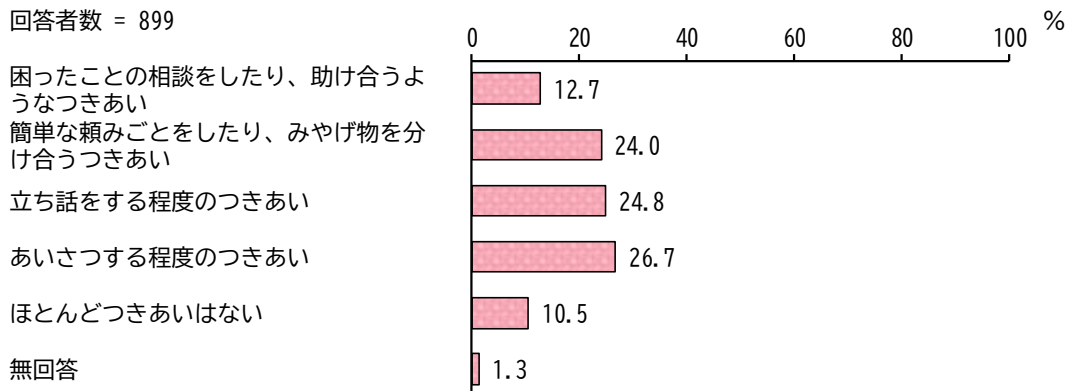
(2) 結果の概要 (市民意識調査)

① 暮らしの様子や地域とのかかわりについて

ア 近所づきあいの程度

「あいさつする程度のつきあい」の割合が26.7%と最も高く、次いで「立ち話をする程度のつきあい」の割合が24.8%、「簡単な頼みごとをしたり、みやげ物を分け合うつきあい」の割合が24.0%となっています。

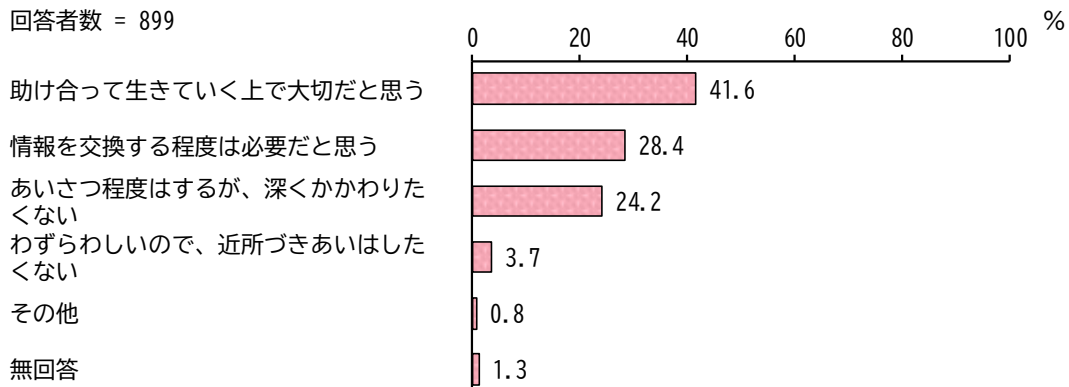
回答者数 = 899



イ 普段の近所づきあいについて

「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合が41.6%と最も高く、次いで「情報を交換する程度は必要だと思う」の割合が28.4%、「あいさつ程度はするが、深くかかわりたくない」の割合が24.2%となっています。

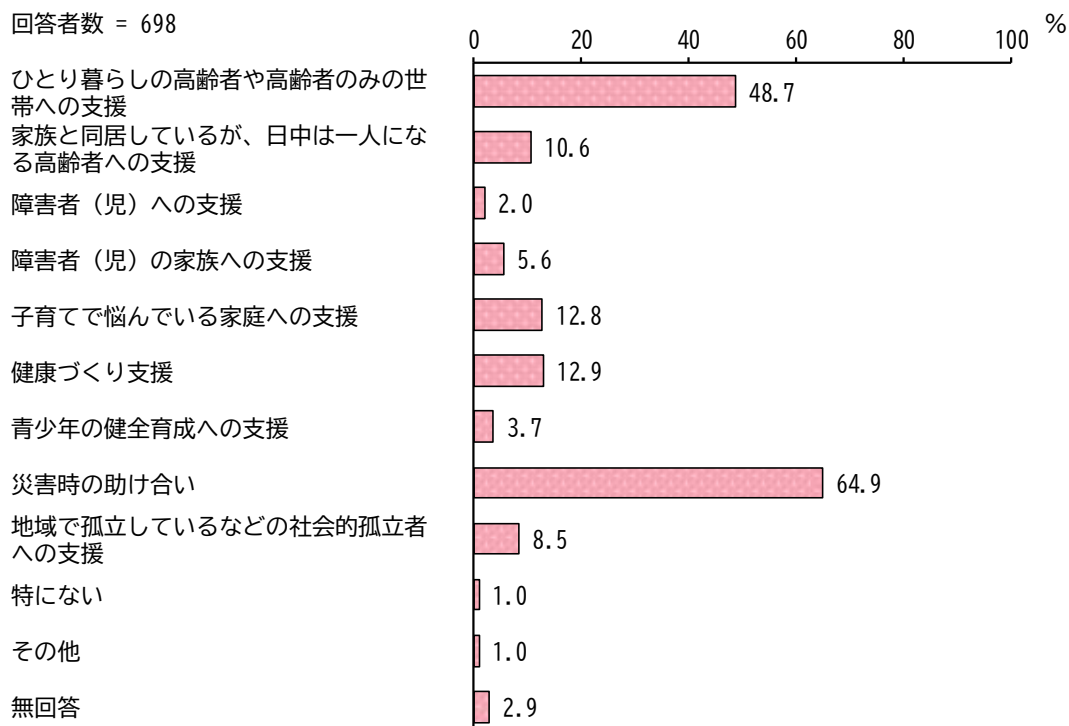
回答者数 = 899



ウ 地域住民が協力して取り組むべき問題

「災害時の助け合い」の割合が64.9%と最も高く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」の割合が48.7%、「健康づくり支援」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 698

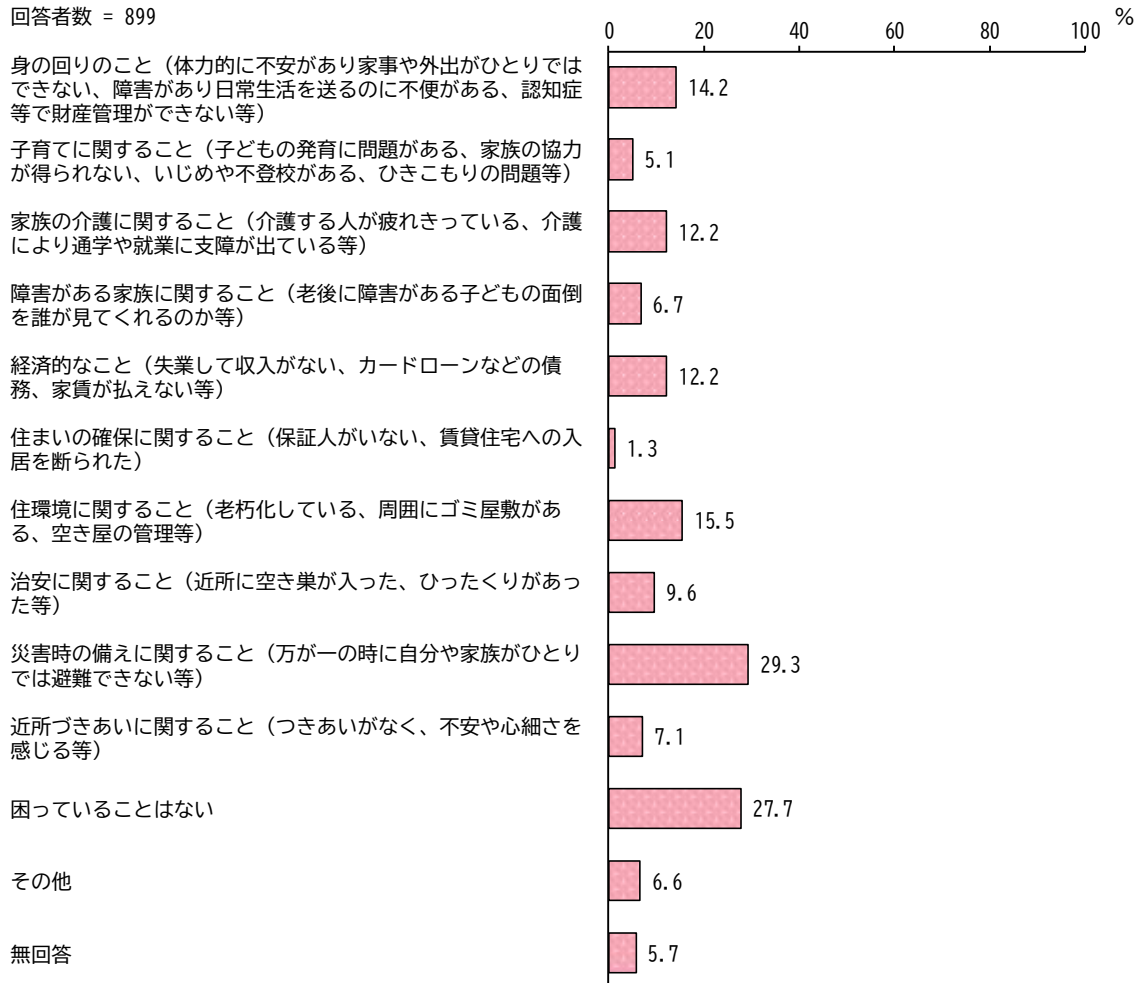


② 日常生活における地域での課題

ア 日常生活で困っていること

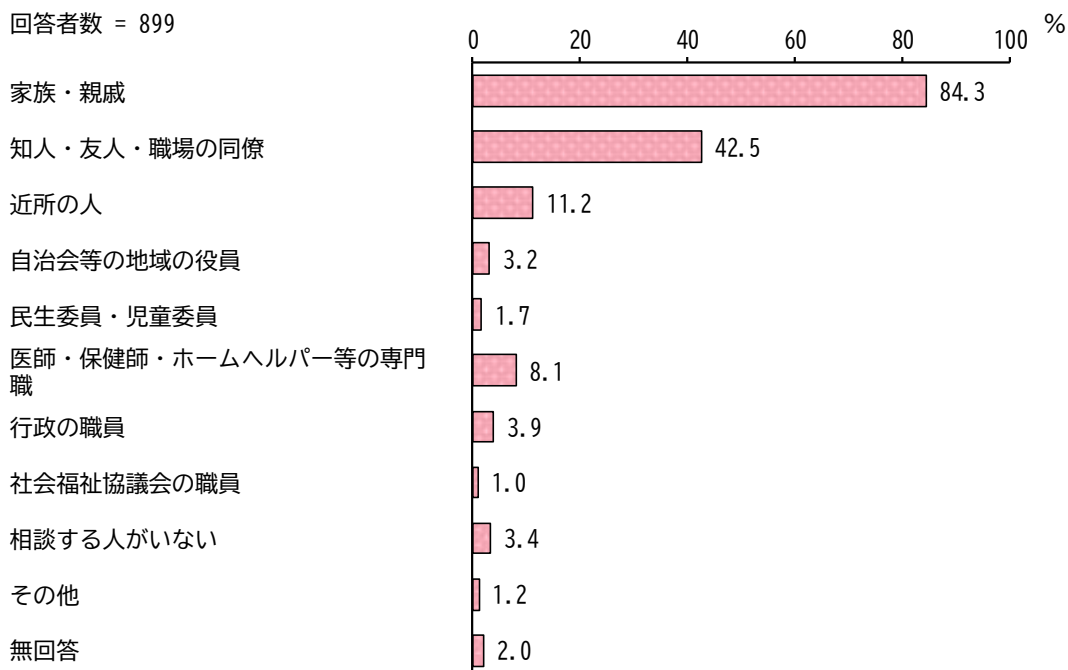
「災害時の備えに関すること（万が一の時に自分や家族がひとりでは避難できない等）」の割合が29.3%と最も高く、次いで「困っていることはない」の割合が27.7%、「住環境に関すること（老朽化している、周囲にゴミ屋敷がある、空き屋の管理等）」の割合が15.5%となっています。

回答者数 = 899



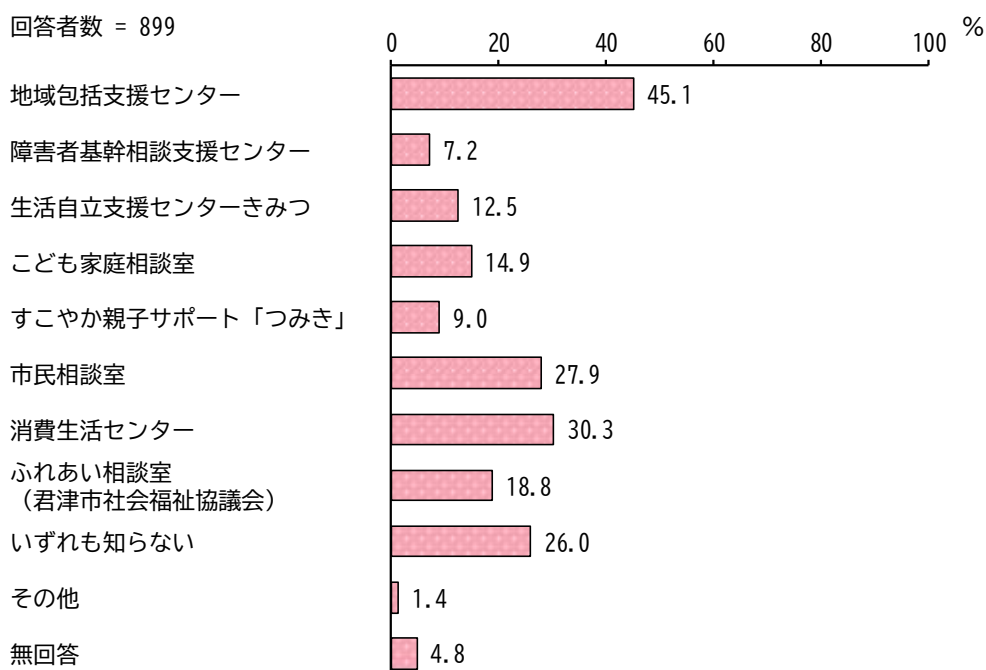
イ 日常生活の困りごとの相談相手

「家族・親戚」の割合が84.3%と最も高く、次いで「知人・友人・職場の同僚」の割合が42.5%、「近所の人」の割合が11.2%となっています。



ウ 相談支援窓口の認知度

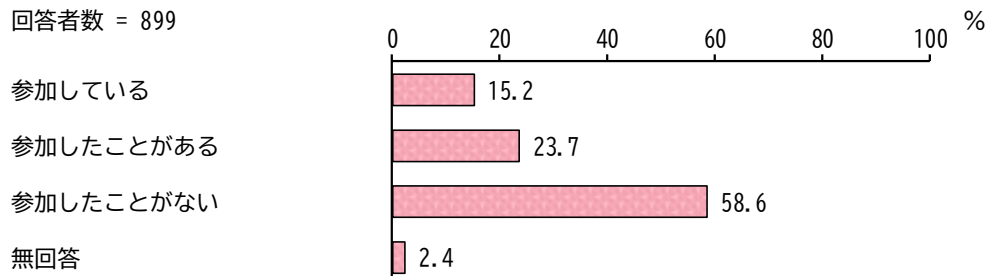
「地域包括支援センター」の割合が45.1%と最も高く、次いで「消費生活センター」の割合が30.3%、「市民相談室」の割合が27.9%となっています。



③ 地域活動の状況

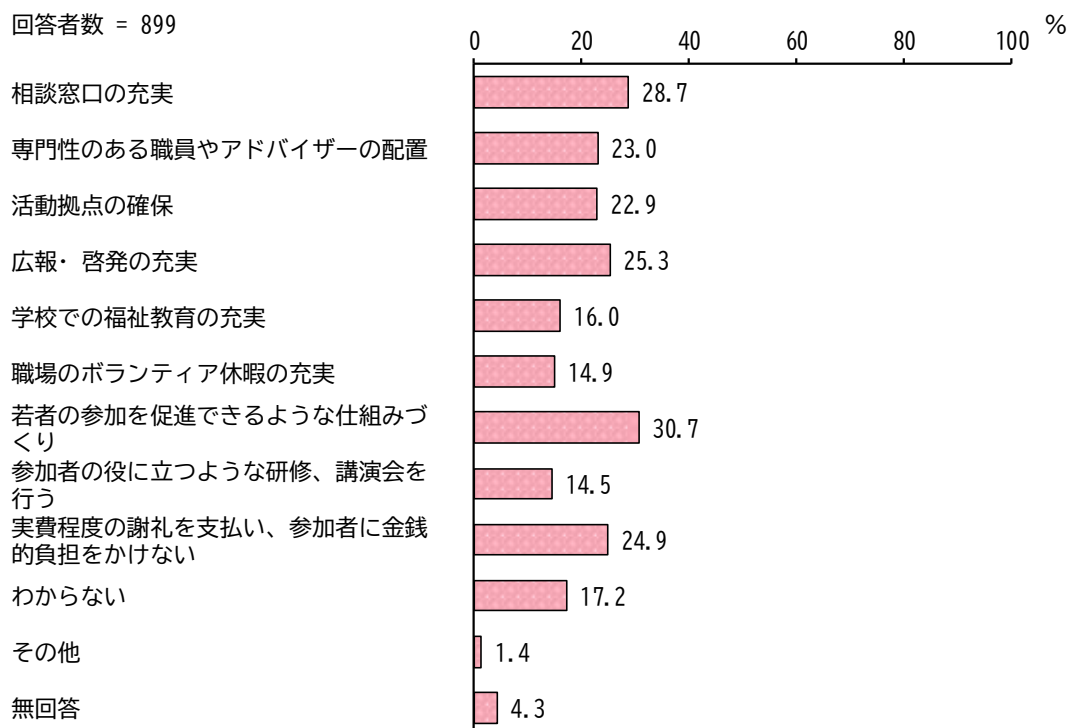
ア ボランティア活動の参加状況

「参加したことがない」の割合が58.6%と最も高く、次いで「参加したことがある」の割合が23.7%、「参加している」の割合が15.2%となっています。



イ ボランティア活動を発展させるために必要なこと

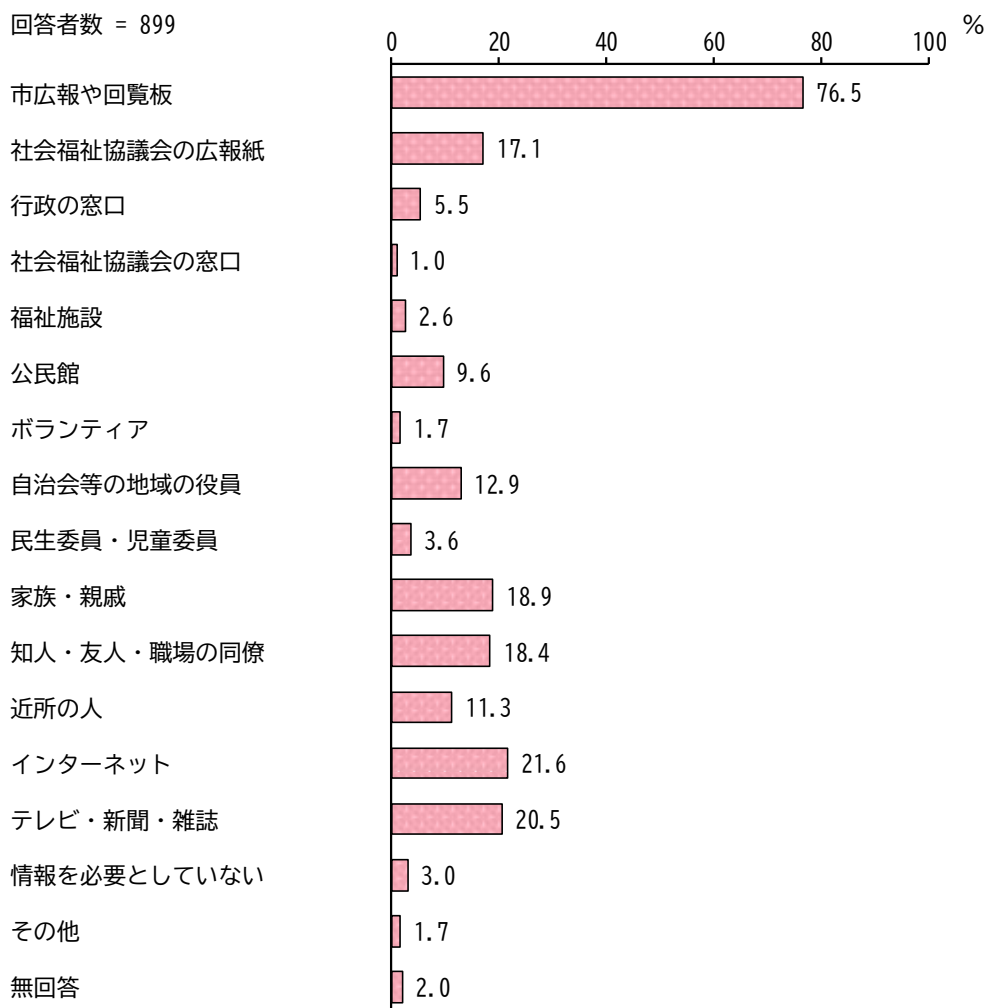
「若者の参加を促進できるような仕組みづくり」の割合が30.7%と最も高く、次いで「相談窓口の充実」の割合が28.7%、「広報・啓発の充実」の割合が25.3%となっています。



④ 福祉施策の推進

ア 地域行事や福祉に関する情報の入手先

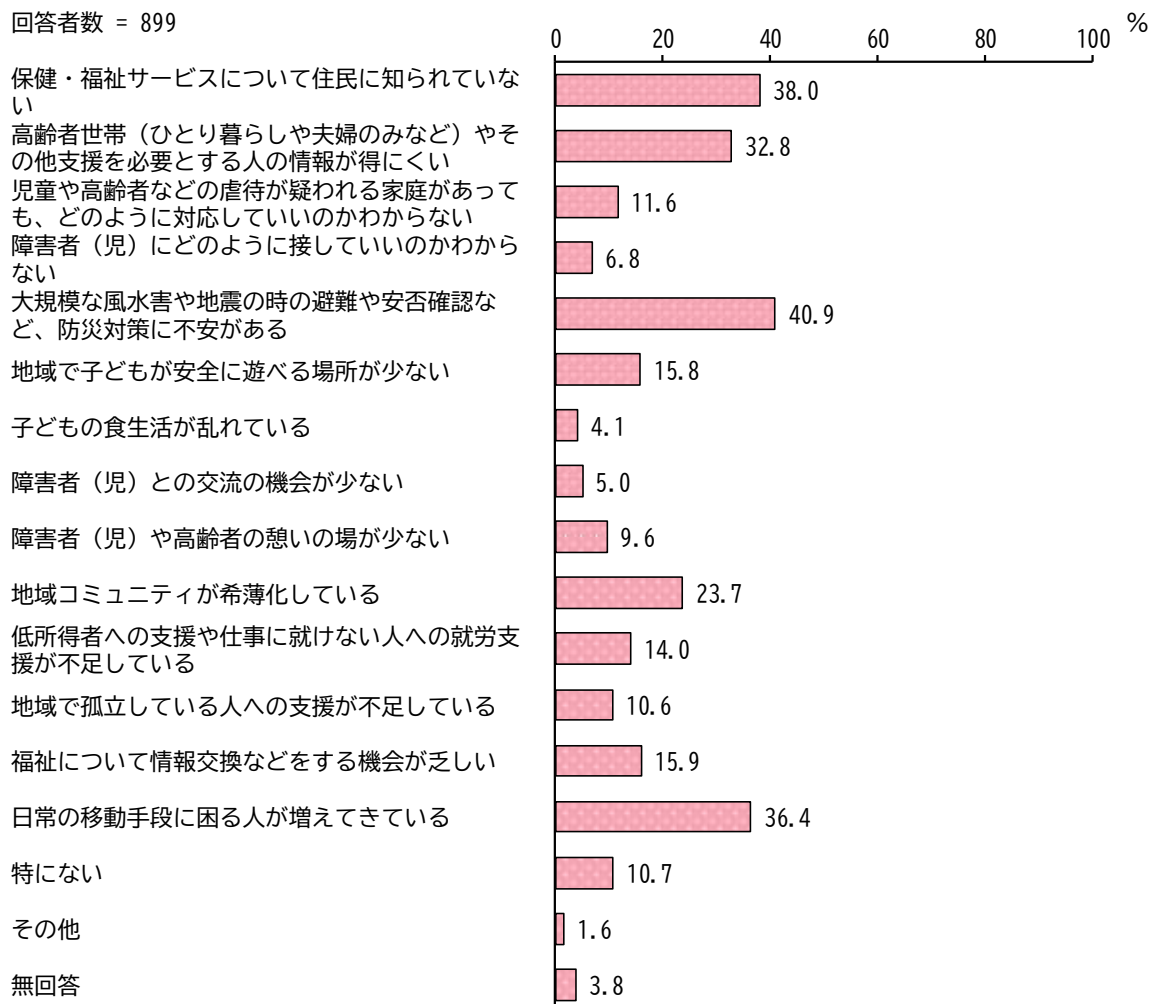
「市広報や回覧板」の割合が76.5%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が21.6%、「テレビ・新聞・雑誌」の割合が20.5%となっています。



イ 住民の福祉に関する課題

「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など、防災対策に不安がある」の割合が40.9%と最も高く、次いで「保健・福祉サービスについて住民に知られていない」の割合が38.0%、「日常の移動手段に困る人が増えてきている」の割合が36.4%となっています。

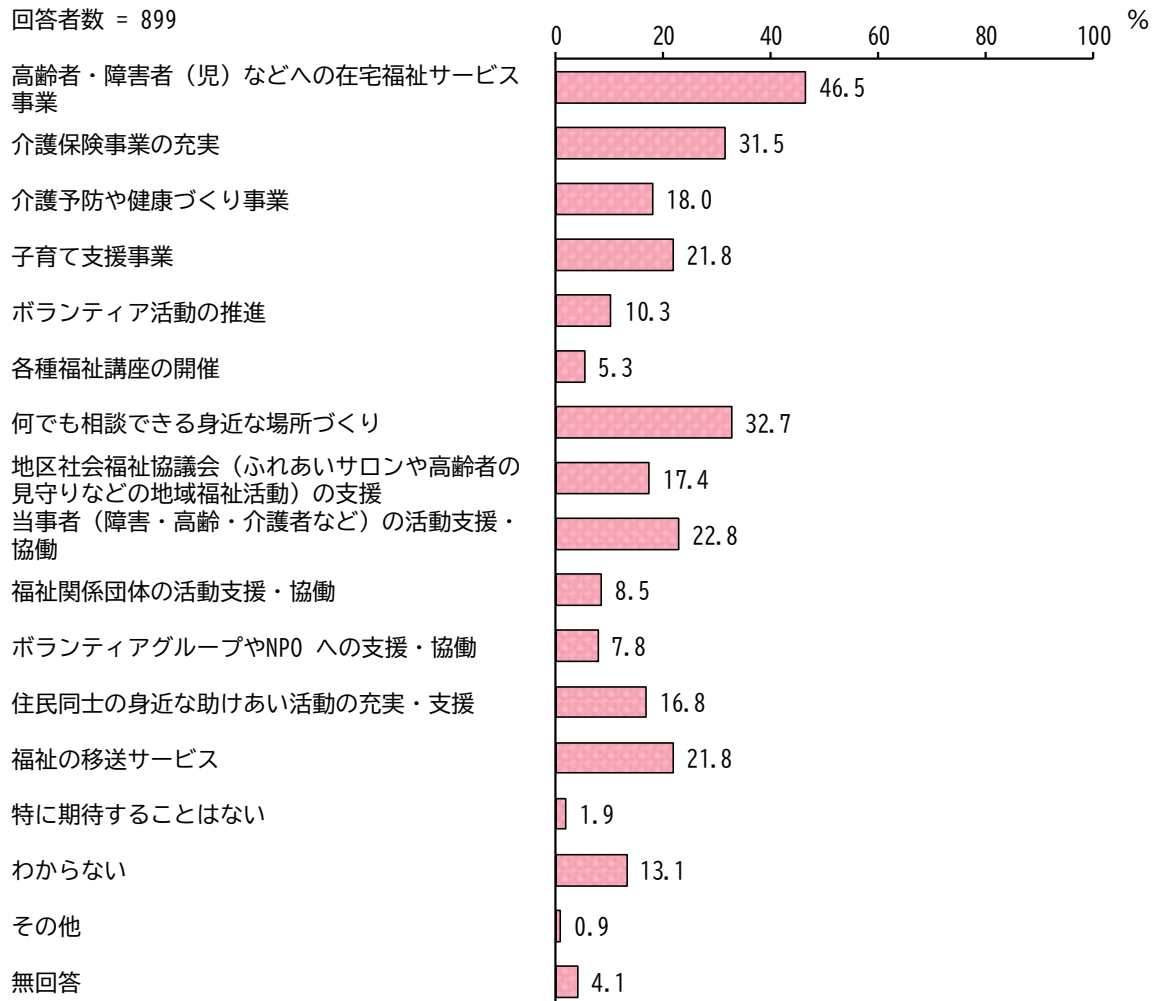
回答者数 = 899



⑤ 社会福祉協議会について

ア 今後充実してほしい社会福祉協議会の活動

「高齢者・障害者（児）などへの在宅福祉サービス事業」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「何でも相談できる身近な場所づくり」の割合が 32.7%、「介護保険事業の充実」の割合が 31.5%となっています。

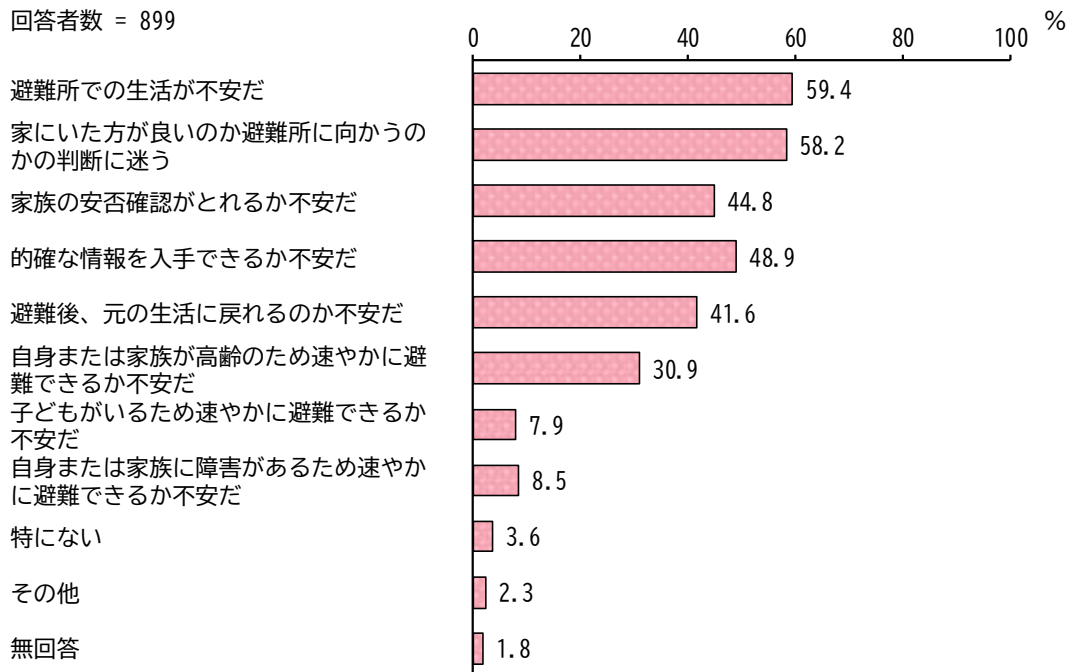


⑥ 災害時における活動等について

ア 災害時に不安に感じること

「避難所での生活が不安だ」の割合が 59.4%と最も高く、次いで「家にいた方が良いのか避難所に向かうのかの判断に迷う」の割合が 58.2%、「的確な情報を入手できるか不安だ」の割合が 48.9%となっています。

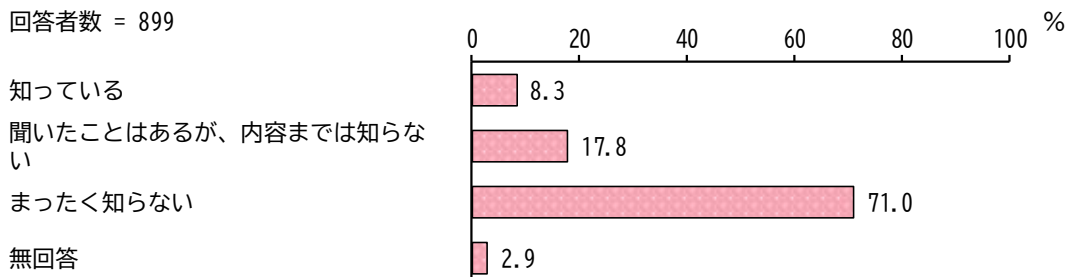
回答者数 = 899



イ 避難行動要支援者制度の認知度

「まったく知らない」の割合が 71.0%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が 17.8%となっています。

回答者数 = 899



4 地区懇談会での主な意見

懇談テーマ	意見	
	地域での課題・困りごと	地域での解決方法や取組の意見
近所づきあい・助け合い	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活が忙しいほか、不在の時間が長く、顔を合わせる機会や近所付き合いををしている余裕がない。 ・近所づきあいが希薄化し、地域活動が行われなくなっている。 ・近所に困っている人がいるのか、困り事の内容が把握できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ、声かけ等の近所付き合いを積極的に行う。 ・地域での集い、イベントを活発にする。 ・地域コミュニティで相談を受ける人が必要
地域での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育てを手伝うことはなく、親が中心に子育てを行うスタイルに変化している。 ・どこの家にどんな子どもが住んでいるのか情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもの居場所や交流の場、イベント等をつくる。 ・地域や学校、PTAなどが情報交換する場を作る。 ・子育てをサポートする人を増やす。
福祉情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の交流が希薄となり、情報交換の機会が乏しいほか、情報を必要とする人を把握できない。 ・情報の入手方法が分からない。 ・高齢者が分かり難い情報がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりを強くする行事の開催 ・どこに、誰に相談すべきか等、必要な情報が得られる方法を周知する。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する認識が甘い。 ・災害時に支援を必要としている人の情報が分からない。 ・避難場所の共有ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難困難者の情報を地域で共有する。 ・地域内でコミュニケーションをとり、避難場所等の情報を共有する。 ・訓練内容を充実させる。
自治会・自治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人の加入が少ない。 ・自治会に入るメリットが分からないため、加入しない人がいる。 ・自治会に入らない人が地域で孤立する。 ・活動に時間を取ることで、負担に感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から積極的にコミュニケーションを取る。 ・加入を促進する。

5 用語解説

【あ行】

用語	説明
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
医療的ケア	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療のこと。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。
インクルージョン	「包括」「包含」「一体性」などの意味を持つ言葉。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称。人と人との社会的な繋がりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。
NPO	ノン・プロフィット・オーガニゼーション（Non Profit Organization）の略称。NPO法人の要件としては、民間で、公益に資するサービスを提供する、営利を目的としない、団体とされており、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて、法人格を取得した団体のこと。
屋外運動習慣化事業	より多くの住民がスポーツ・運動に興味関心を持ち、習慣化を図るために、地方公共団体の健康増進の取組みを支援する事業。
音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタルの音声情報に変えるための2次元のバーコード。

【か行】

用語	説明
介護支援専門員	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいい、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う。
介護予防教室	介護保険の総合事業（正式には「介護予防・日常生活支援総合事業」という仕組みの「一般介護予防事業」）で行われるサービス。
ガイドヘルプ	一人では外出できない視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動のこと。ガイドヘルプをする人のことをガイドヘルパー（移動介護従業者）と呼ぶ。
学習支援	生活困窮世帯等の子どもへの学習支援を通じて、子どもの高等学校への進学や卒業を促進し、社会的自立を促すことで貧困の連鎖を防ぐことを目的とした事業のこと。
きみつ健康体操	自治会館などの身近な集会所で地域の皆さんと交流を図りながら、楽しく身体を動かして健康長寿を目指す目的で実施している体操教室。
君津市介護保険運営協議会	市が行う介護保険事業の円滑かつ適正な運営に資するため、設置された協議会。
君津市シルバー人材センター	定年退職した方など、原則として60歳以上の高齢者が集まって、豊かな経験・知識・能力を生かした臨時的・短期的な仕事を官公庁・民間事業所・家庭から引き受ける団体。
きみつ成年後見支援センター	君津市社会福祉協議会内で、法人後見の受任や日常生活自立支援事業などを実施するほか、制度に関する相談などを行っている。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。

用語	説明
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。
グループホーム	グループホームには、障害者のグループホームと高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）があり、障害者のグループホームは、障がいのある人が、専門のスタッフ等による日常生活の援助を受けながら、地域の中で暮らすための少人数の共同生活住居のこと。高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）は、少人数による共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者が、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための共同居住形態のこと。
健康寿命	「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のこと。
健康増進モデル事業	高齢者の体力低下を防ぐことを目的とし、ストレッチ体操・有酸素運動・マット運動を地元集会施設等で実施する事業のこと。
合理的配慮の不提供の禁止	合理的配慮の不提供 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く配慮をしないこと。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の割合のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査。

【さ行】

用語	説明
サービス等利用計画	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。市町村が障害福祉サービス等の支給を行う際に、指定特定相談支援事業者が作成する。
サルコペニア	高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく現象。
サロン活動	老後の生活を健全で豊かなものとするため、おおむね60歳以上の方が集まり、ボランティアや健康増進に向けた取組など、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織のこと。
市長申立	市町村長は「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができる。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものとするため、おおむね60歳以上の方が集まり、ボランティアや健康増進に向けた取組など、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織のこと。
市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方を指す。
市民後見人養成講座修了者	市民後見人の養成講座の受講を修了し、必要な知識や考え方などを学んだが、後見人等には選任されていない方を指す。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織のこと。それぞれの都道府県や市区町村で、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行う。
社会福祉士	国家資格であり、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。
重症心身障害	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態。

用語	説明
住宅セーフティネット制度	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者が、住宅を確保できるようにする社会的な仕組みのこと。
障害児支援利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）。福祉サービスだけでなく、教育・保健・医療などの関連分野にまたがる個々のニーズを反映させた利用計画。
障害者基本法	障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。
障害者差別解消法	障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定。
障害者総合支援法	障がいのある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、必要となる福祉サービスに関わる給付・地域生活支援事業やそのほかの支援を総合的におこなうことを定めた法律。
障害者優先調達推進法	国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたもの法律。
障害福祉サービス	個々の障がいのある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。
商工会議所	事業を営む方のために「金融・税務・経営・労務」などの相談・指導や、「共済・年金・保険制度」の取扱い、「健康診断・レクリエーション」などの福利厚生事業を行う機関。
情報アクセシビリティ	アクセシビリティ（Accessibility）は「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害者をはじめ、あらゆるユーザーがパソコンやWebページなどの情報資源を不自由なく利用できる「ユニバーサルデザイン」の考え方。
ストーマ用装具	ストーマから排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具のこと。
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。
生活困窮者	収入や資産が少なく、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う職務のこと。
生活自立支援センター	生活に困窮している方の相談を受け付け、必要な情報提供や支援機関へのつなぎ支援を行うほか、中長期的な支援を要する方にはその方の状況に応じた支援プランを作成し、支援を実施する機関のこと。
成年後見制度	自己決定能力が不十分な方の権利を擁護するため、財産管理や契約などの法律行為等に関する保護や支援を行う制度のこと。
成年後見人等報酬助成制度	被後見人等が、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合、市の助成要件に適合する被後見人等について、市が代わって報酬を支払う助成制度。

【た行】

用語	説明
短期入所	特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う介護サービス。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

用語	説明
地域生活支援事業	障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設のこと。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地区社会福祉協議会	地域住民が主体となり、地区ごとに組織されている民間団体。暮らしの中にある地域の福祉課題に対して、地域住民の自主的な活動を基盤として、地域福祉活動の推進を図る。
中核地域生活支援センター君津ふくしネット	子ども、障害者、高齢者等、誰もがありのままに、その人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するために、多様な相談に対して24時間365日体制で対応を行う。君津圏域（君津市、木更津市、富津市、袖ヶ浦市）では、「君津ふくしネット」に委託して事業を実施。
DV	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
同行援護	障害者自立支援法第5条第4項において、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」として規定されている。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

【な行】

用語	説明
日常生活自立支援事業	自らの意志を表示することが困難な方に代わって、援助者等が代理として福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の保管サービスなどを行う事業。
認知症初期集中支援チーム	認知症に関する医療や介護の専門職によるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整え、認知症が疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持つ。
ノーマライゼーション	「ノーマライゼーションとは人権そのものであり、社会的支援を必要としている人々を「いわゆるノーマルな人にする」ことを目的としているのではなく、その障害を共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること」というものであると定義している。

【は行】

用語	説明
パラスポーツ	既存のスポーツを障害に合わせて改良したものや、障がいのある人のために考案された独自のものなど、道具や環境が整うことにより、障害の有無に関わらず、幅広い年齢で楽しむことができるスポーツ。
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去する必要があるという考え方。
ハローワーク	仕事を探している方や求人事業主の方に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関。

用語	説明
避難行動要支援者	高齢者や障害者など、配慮を要する人のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方のこと。
福祉的就労	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。
福祉用具専門相談員	介護保険の指定を受けた福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている専門職。他の介護保険サービスの専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を、福祉用具でサポートする。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存の影響もあり、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態。
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学する障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人等になること。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者。多くは公的機関である保健所や市町村に勤務し、個人や集団に対して健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行う。保健師となるには国家試験に合格し免許を受けなければならない。
保護司	法務大臣から委嘱された犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。

【ま行】

用語	説明
見守り支援ネットワーク	市内で活動している様々な事業者が、日常の活動において、地域の高齢者にさりげない「見守り」を行い、何らかの異変を察知した際には、市に対して連絡を行うネットワークを整備する事業のこと。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のことであり、「児童委員」を兼ねている。

【や行】

用語	説明
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	障害のあるなしにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
要介護・要支援認定者	介護保険の被保険者が介護（支援）を要する状態であることを保険者である市町村が認定するものである。市町村は、申請のあった被保険者の心身の状況等について調査し、主治医の意見を徴した上で、介護認定審査会に審査・判定を求め、判定結果に基づき、「要支援1～2」及び「要介護1～5」の計7段階の認定を行う。

【ら行】

用語	説明
ライフサポートファイル	障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。

